

## 《論説》

共同親権時代における「インティメート・テロリズム」としてのDVへの対応—  
オーストラリアにおける被害者を保護する施策の考察を踏まえて：  
「反撃」の弁護、保護技術、有給休暇及び特別法廷

ローソン・キャロル (東京大学法学政治学研究科教授)

長谷川堅司 (弁護士・法テラス多摩法律事務所)

菅原直美 (弁護士・吉祥寺リネン法律事務所)

訳：大谷朗子 (東京大学法学部学生)

監訳：ローソン・キャロル

## アブストラクト

本稿では、2024年5月17日に成立した民法等の一部を改正する法律により2026年から導入される、過去に離婚が成立した親にも親権を再検討する権利を与える共同親権制度を踏まえ、ドメスティック・バイオレンス(DV)<sup>1</sup>被害者保護のための日本の取り組みの妥当性について考察する。現在の単独親権制度は、特に日本が2014年にハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)を批准して以来、世界的に激しい批判を集めてきた。これらの批判は、日本の子どもとの接触を失った欧米の父親たちによるメディアへの情報提供もあって形成されてきた。しかし、虐待を行う配偶者から逃れてきた日本の女性DV被害者の立場については、あまり注目されてこなかった。シングルマザーであることは貧困やスティグマが伴う(厚生労働省、2022年)。それにも関わらず、彼女たちにとって、配偶者との接触を断ち切ることができることは、単独親権制度がもたらす恩恵として捉えられてきたのだ。

「単独親権制度」の実質的な保護を失う可能性に直面している女性DV被害者や子どもたちを保護するために、日本の刑事司法と家族法制度はどのように対応すればよいのだろうか。日本では限定的とは言え、2001年以来、配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律に基づく「保護命令」が実施されており、改正民法の規定ではDVの可能性がある場合には共同親権が認められないきっかけとなりうる。しかし、これで十分なのだろうか。

オーストラリアでは、1995年の連邦政府の家族法改正法(Family Law Reform Act)により、離婚後の親権は平等に分担されるという推定が確立されてから30年が経過した。DVの証拠によって親権の分有を支持する推定は否定され、保護命令の一種である「Apprehended Domestic Violence Order」(ADVO)も比較的安易に発行される。しかし、この30年にわたり、

オーストラリアのDV被害者を保護するための法的手段は拡大および多様化を見せた。この背景には、DVの本質に対する社会の理解が大きく進展したことがある。

本稿は、配偶者からの虐待を「強制的支配」(coercive control)(1980年代初頭にミネソタ州ダールズで「権力と支配の車輪」モデルを通して定義された用語)<sup>2</sup>あるいは「インティメート・テロリズム」として捉え直す現代の言説を反映している。それらの虐待には、身体的な暴力行為だけでなく、経済的、心理的および性的虐待を含む複数の手段が一般に含まれる。本稿では、日本の刑事司法における「反撃」するDV被害者のための限定された抗弁の施策を描いてから、オーストラリア法における当被害者のための各種の部分的抗弁および完全抗弁である正当防衛の原則を調整したり拡大したりする試みを紹介する。最も注目すべきは、DV被害者が、常に存在する予測不可能な脅威をもたらす虐待配偶者の強制的支配下にあり、そのため、配偶者から離れることができない場合、正当防衛に関するこれらの改革は「緊迫性」のある脅威の要件を緩和したことである。また、GPSによる電子監視、DV被害者への有給休暇付与およびDV専門裁判所の設置についても簡単に紹介する。これらの取り組みは、DV被害者保護に有効であると考えられている。

コロナ禍において、DVの災禍は「沈黙の」あるいは「影の」パンデミックとして広く認識されていた(UN Women、2021年)。これに対して、適切な法的対応を行うために、日本は独自の道を切り開かなければならない。これまでに実施された保護措置が暫定的で控えめなものであったことを考えれば、2026年に施行される親権制度の劇的な変更を前に、新たな取り組みが必要ないと主張するのは難しいだろう。

## 1 初めに

ドメスティック・バイオレンス(DV)は、新たな問

題でもなければ、特定の地域特有の問題でもない。紀元前550年頃に書かれた旧約聖書の『サムエル記』でさえ、類似の事例を記録している(サムエル記下13章)。しかし多くの地域において、政府がDVの規制および撲滅に取り組み始めたのは比較的最近のことである。過去何世紀もの間、英国および日本における被害者は、主として家族のもとに避難したり宗教施設に聖域を求めたりして、生命や身体への危険から逃れてきた(Berry, 2022年; 佐藤, 2020年)。草の根の社会運動が女性の市民的および政治的権利を推進して法改正へとつながったのは、欧米では1970年代初頭、日本では1980年代後半になってからである。1979年に女性差別撤廃条約(CEDAW)が採択され、その定めるところの実現に両国政府が迅速に取り組んだことも、これら社会運動の活性化を促した(Tsunoda, 1995年; Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 2024年)。

オーストラリアにおいては、まず被害者への物理的な避難場所提供が進められた。1974年に最初のシェルターがシドニー市内に設立され、今ではオーストラリア全土800か所に広がっている<sup>3</sup>。日本においては、1980年代後半のセクシュアルハラスメント問題に対する市民運動が、DV問題への取り組みの始まりであったと考えられている(Tsunoda, 1995年; Kamata, 2018年)。そのわずか数年後、ある女性弁護士は「日本では家庭内暴力に対する社会的、法的理解の両面で大きな変化が起きていると感じる」と記した(Tsunoda, 1995年)<sup>4</sup>。

日本では、2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立し、加害者は被害者に接近しないように保護命令が制定された<sup>5</sup>。しかし、約2,500件の発令をピークにその利用は2014年以降、減少する一方である。日本の人口が約1億2,500万人となった2022年には、配偶者からの暴力に関する相談が12万2,000件以上あったにも関わらず(内閣府男女共同参画局, 2023年)、差止命令はわずか1,165件しか発令されなかった(男女共同参画局, 2024年6月、1-II第5分野第6図)。一方、ニューサウスウェールズ州では、1983年からDV事案に対して保護命令が発令されていたが、2007年に犯罪(家庭内暴力および個人的暴力)法により、これらの命令は「Apprehended Domestic Violence Order」(ADVO)として特別に制定された。DV被害者にとって、実際にADVOを取得することは特に難しいとは言えない。同州の人口はわずか800万人であるが、2024年後半には10万人以上のADVOが発令されていた(NSW Bureau of Crime

and Statistics Research, 2024年)。

2024年現在では、DVは欧米および日本の両地域で多面的に理解が進み、身体的暴力は多くの場合に強制的支配というより大きな現象の一端に過ぎないのだと認識されている(Macdonald et al., 2024年; 全国女性シェルターネット、発行年不明)。啓発活動、被害者保護やシェルター、医療、雇用、法律、育児および金融サービスへのアクセスを支援するための実践的および法的措置も、両地域で拡大された。これらの措置の中には、教育キャンペーンの開催や相談センター、公的および民間シェルターの設置、データ収集および統計分析、学術研究、政策報告の急増のほか、被害者から加害者を引き離すことを目的とした様々な接近禁止命令が含まれる(Cabinet Office Gender Equality Bureau, 2016年; Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 2024年)。

ニューサウスウェールズ州では、連邦政府の試みに倣って、家庭内および家族内暴力に関する5年間の公式計画があり、予防と回復のための様々な施策が盛り込まれている(NSW Department of Communities and Justice, 2022年; National Plan to End Violence Against Women and Children 2022-2032, 2022年)。その一環として、DV被害者には様々な経済的支援を受ける資格が付与されている(NSW Department of Communities and Justice Victims Services, 発行年不明)。

日本では、第5次男女共同参画基本計画に「女性に対するあらゆる暴力の根絶」(内閣府男女共同参画局, 2020年)という項目がある。コロナ禍でDV被害が急増したため、欧米での事例も参考に被害者のための相談窓口が強化された。新たに実施された「DV相談プラス」サービスは、24時間対応のDVホットラインである。電話だけでなく、メールやSNSを通じて10言語で対応しており、対面およびオンラインでの面談も可能で、被害者のシェルターへの紹介も行っている(内閣府男女共同参画局, 2021年4月13日)。

とはいえ、日本におけるDV被害者保護は比較的限られた範囲で保守的に実施されるに留まっている。その理由は日本においてDVは以下の3点で「見えない」状態にあると言われる。第一に女性被害者が声をあげたり、話を聞いてもらったりすることが難しいこと、第二に日本の深刻な男女不平等が被害者の相対的無力感を強めていること、第三に日本の公的福祉制度が形骸化し、DV被害者に対応する専門家が少ないために、被害者がDV被害から立ち直ることが難しいことである

(Honda & Ogawa, 2021年)。

しかし現在、オーストラリアおよび日本の両国においてDVの報告件数は増加している。被害実態調査や殺人事件統計が比較対象として最も有用なデータと広く見なされているところ、2024年3月に内閣府男女共同参画局は、2022年後半に実施された男女間における暴力に関する調査(被害実態調査)の回答者1,838人のうち、既婚者の25.1%が配偶者からの暴力を経験していたと報告した。これには、身体的、心理的、経済的および性的暴力が含まれる(内閣府男女共同参画局、2024年)。なお、2021年に同様の調査が行われた際には22.5%が配偶者からの暴力を経験したと回答している(内閣府男女共同参画局、2021年3月)。一方、オーストラリアでは「Counting Dead Women」イニシアティブを含むいくつかの市民団体が、現在または以前のパートナーによるDVが原因で死亡したとされる女性の非公式統計調査を10年以上にわたって行ってきたが、被害者の死亡率急増を受け、連邦政府は独自のパートナー殺人ダッシュボードも設置した(Roberts, 2024年)<sup>6</sup>。

#### 離婚後の共同親権容認との関連性

このようなDV事案の報告数増加を背景に、日本では2026年から離婚後の共同親権が導入されることとなった<sup>7</sup>。その背景に1980年児童の権利に関するハーグ条約(国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約)がある。その9条3項には次のように規定されている:締約国は、児童の最善の利益に反する場合を除くほか、父母の一方又は双方から分離されている児童が定期的に父母のいずれとも人的な関係及び直接の接触を維持する権利を尊重する。特に日本が2014年に同条約を署名および批准して以来、今までの単独親権制度は、時代遅れかつ非人道的で、子どもの利益に悖るとして、長い間国際的な厳しい批判された。国外では、最善を尽くしても日本にいる子どもとの接触を絶たれるに至った欧米の親(特に父親)の苦境が、「Left Behind Parents Japan」等のアドボカシー団体の活動を通じてメディアに注目されるようになり、同情を集めた(Buerk, 2011年; Sturmer & Asada, 2020年; Katanuma, 2023年; Oaten & Asada, 2023年)。

2024年5月、参議院で民法819条の改正が可決された。この規定は現在、離婚する両親のどちらが今後「親権者」になるかを定めるよう定めている。離婚が合意に達しないという比較的稀な事案では、家庭裁判所が介入する。第二次世界大戦後、裁判所は通常、母親が主たる養育者であることを根拠に、子供の最善の利益は「通常の居住地」に留まることであると解釈し、母親に

親権を与えてきた(Broinowski, 2024年)。

日本では年間20万人以上の子どもが離婚の影響を受けている(内閣府男女共同参画局、2021年12月14日)。ひとり親家庭に関する政府の統計によれば、離婚した母親と生活する子どもの70%および離婚した父親と生活する子どもの50%近くが、親権を持たない親との接触を失っている(厚生労働省、2022年、5項)。親権を獲得できなかった親の立場を支持する人々は、単独親権制度は子どもの成長と発達に悪影響を及ぼし、片親疎外による心理的悪影響(「片親疎外症」)や貧困を助長すると主張してきた(NHK, 2024年; Oaten & Asada, 2024年; Katanuma, 2023年; Kizuna Child-Parent Reunion, 2022年)。

しかし、離婚する女性や子どもを代表する団体は、このような問題があるにも関わらず、単独親権制度は日本の女性DV被害者にとって非常に効果的な避難の仕組みとして機能してきたと指摘している。なぜなら、虐待を行う配偶者との接触を永久に断つことができるため、女性や子どもたちは安心して生活を再建することができるという否定できない利点があるからだ。しばしば見落とされがちであるが、これが日本において単独親権が望ましいとされる内的論理である。共同親権の門戸を開くことで、虐待配偶者との継続的な関係を余儀なくされ、女性被害者は肉体的、心理的、経済的に消耗していくおそれがある。

改正民法第819条は、その施行前に離婚が成立した親にも親権の問題を再検討する権利を与えるため、広範な影響が予想される。そこで、共同親権がもたらす女性DV被害者や子どもへの継続的なリスクに対処するための立法努力がなされている。具体的には、家庭裁判所が「親権」紛争を判断する際に、心理的・経済的暴力を含む児童虐待やDVの可能性を考慮するよう定める規定が第7項に新設された(高見、2024年)。

しかし、DV問題に取り組む人々はこれらの改正について不十分であるとの認識を示している。彼らは、日本の既存のDV保護は範囲が限られているだけでなく、実際には有効性が低いことも多いと指摘する。2001年に「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」が成立して以来、このような批判は常に寄せられてきた(Yoshihama, 2002年a; 全国女性シェルターネットワーク、2020年)。NPO法人全国女性シェルターネットワークの北仲千里代表は、2024年にオーテンと浅田によるインタビューにおいて、この状況を次のように語っている:「被害者は逃げるしかありません。...裁判所が接近禁止命令を出すのは、よほどひどい場合だけです。」

加害者を罰することは基本的にありません。DV裁判所は機能していません。」

この冷厳たる現実、いかなる法域においても法規範は真空状態で機能しているのではないという事実を浮き彫りにしている。むしろ、それぞれがより大きな全体の一部であり、その内部論理に従って機能しているのである。したがって、どれほど熱心であっても外国の法体系の一要素だけを相手国の司法に移植しようとすることはリスクを伴う (Aronson, 2021年)。それは共同親権についても例外ではない。日本の共同親権制度より選択肢の少ない平等分担親権 (equal shared parental responsibility) 原則が1995年に連邦政府の家族法 (1975年) の改定によって確立しているオーストラリアでさえ、DVが疑われる事例において、子どもの最善の利益にかなう判断がなされていないとの批判がしばしば起こる (Davoren, 2024年)<sup>8</sup>。

圧力団体や外部のコメンテーターは、日本が1989年に採択された子どもの権利条約に基づいて共同親権を導入する義務を負っていることや、G7の中で日本だけがいまだに共同親権を除外していることをしばしば指摘する。しかし、日本が女性の社会的地位についてはG7加盟国の中で異常値であり続けているという事実には、ほとんど注意が払われていない。この女性の社会的地位の低さが、女性DV被害者の生存と生活再建をいまだに危うくしている3つの「不可視性」を導いている (Honda & Ogawa, 2021年)。実際、ほとんどのG7諸国は男女平等の点で非常に高いランクにあるが、日本は146カ国中118位と最下位層に甘んじている (Kyodo News, 2024年)。高いレベルの男女平等を享受している他のG7諸国にとっては、単独親権から共同親権への移行は、女性DV被害者や子どもたちの従来の唯一の逃げ道を妨害するものではなかったであろう。

本稿では、共同親権命令施行の実績をもつオーストラリアをはじめとする欧米諸国で実施されている4つのDV規制の枠組みを紹介する。それらの枠組みは、日本ではまだほとんど議論されていない。その4つの枠組みとは、「反撃」によって加害者を負傷または殺害したDV被害者の刑法上の処遇に特化した法改正、DV加害者を監視し、被害者への接近を防止するためのGPS追跡による電子監視の導入、DV被害者が複雑な後遺症に対処するための年間最大10日間の有給休暇付与、「ワンストップショップ」としてすべての保護命令やその他の刑事訴訟、損害賠償を求める民事訴訟、関係破綻後の財産や監護権の命令を求める家族法の申請などを引き受けるDV専門裁判所の設置である。

まず、反撃に出たDV被害者の抗弁に関する日本の法理の狭さを検討する。その上でオーストラリアにおいて、DV被害者の反撃について従来の刑法上の抗弁では不十分であるとの認識が数十年前に生まれた歴史的経緯に目を向ける。なお、オーストラリアでは各州が異なる法改正を行っているところ、本稿ではいくつかの州における革新的な事例を紹介した上で、日本の刑法および刑事訴訟法への含意を考察する。

尚、オーストラリアはイギリス連邦の伝統を受け継ぐコモンローの法域であるのに対して、日本はシビルローおよびコモンローの両要素を併せ持つハイブリッドな法域である。ゆえに、犯罪行為の訴追および処罰について両法域には多くの理論的および手続きの相違が存在する。本稿は両国の法制度の違いを軽視するものではなく、共通の課題に焦点を当てている。すなわち、DV被害者が「反撃」によって加害者を障害または殺害した場合に、従来の刑法上の抗弁が目的に合うかどうかという課題である。DV被害者が直面する困難なジレンマをどのように法律に反映できるかということが、本稿での中心的な問題となる。著名なDV被害者であり、2015年の「オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー」に輝いた人物で、同国におけるDV問題への取り組みを10年間リードしてきたロージー・パティ氏 (詳細は後述を参照のこと) は、以下のように発言している。パティ氏はDVについて、その実情をよりよく反映した別の言葉で考える必要があると主張し、具体的には「テロリズム」と呼称することを勧めている：

「家庭内」や「家族」といった単語を用いると、無意識のうちに暴力が矮小化される。例えば、「テロリズム」という言葉を聞けば、私たちは瞬時により厳しい検討を加えるようになるだろう (Cantrell, 2024年)。

この用語の転換は重要である。それは法学界において、DV被害者の置かれた状況についての分析的枠組みに欠かせない概念である「social entrapment (ソーシャルエントラップメント)」という用語とも一致している。「テロリスト」は恐怖を利用して他者を支配する。被害者は囚われの身であり、全体主義体制の下で生きる捕虜のような立場にある (Sheehy et al., 2014年、701項)。この点を踏まえると、DVに分類される様々な形態の「暴力」そのものは、被害者と加害者の関係の本質ではないことがわかる。それらは単に恐怖を生み出し、支配を達成するために使われる拷問の道具に過ぎない。当然ながら、このテロリズム的行為は私的空間で行われるため、外部からは認識不能な場合も多い。そこで、このような暴力が対人関係の内部にあることを示すために、

「インティメート」という言葉が付け加えられるだろう。つまり、DV 加害者は「インティメート・テロリスト」なのである。

従来の刑法理論では、暴行の被害者が報復し加害者を障害または殺害した場合について、男性同士の暴力を念頭に理論が展開されてきた。つまり、怒りや嫉妬にかられた健常な男性同士の一次的に発生する暴力の応酬が想定されているのだ。従来の法理論を支えるこの暗黙の想定は、「酒場の喧嘩」シナリオと言われる (Easteal、2010年、1項)。このような想定下では、被害者の行為が緊迫性のある身体的脅威に対する合理的かつ適切な反応であり、被害者が物理的に他の人に助けを求めたり逃げたりすることができなかつたとの確信がない場合には、反撃した被害者を許すべきではないと考えられてきた。そこで、例えば殴打が何回、どのような強度および間隔で何分間行われたかといった暴力の定量化により、それぞれの身体的暴力の程度を測定することが、刑事責任を判断する正しい解法であると考えられている。

しかし、上記の刑法理論では、反撃に出た DV 被害者の刑事責任を適切に評価することはできないだろう。なぜなら、強制的支配に置かれている DV 被害者が反撃する状況というのは「酒場の喧嘩」シナリオとは異なるからである。通常は人質としてテロリストの拷問を受けているような状況に近いと考えられる (Barlow、2024年)。つまり、DV 被害者および加害者は対等な関係にないのである。

反撃に出る DV 被害者は一般に体が加害者より小さくて弱く、一方で加害者の強さをよく認識している。ゆえに、男性同士の争いのように力において対等であろうとすることは非合理的であり、むしろ生命の危険につながる可能性が高いと理解している。そのため、パートナーが眠っている、酔っぱらって気を失っている、または背中を向けているときなど、「酒場の喧嘩」という場面を前提にすれば、肉体的な脅威が差し迫っていない非対立的であると思われる状況で反撃に出る。または、加害者を確かに止めるために武器を使ったり、他人の助けを借りたりすることもあるだろう。さらに、加害者が被害者の反撃を誘発していたとしても、それは被害者個人に対する直接的な暴力ではなく、普段の暴力形態とは異なった不穏な変化やエスカレーションであることもある。例えば、ペットへの拷問や、被害者の子どもや友人、家族に性的暴行を加えるまたは殺すといった脅迫である。従来の刑法理論に基づけば、緊迫性のある脅威がないとして、このような反撃行為は不釣り合いで不合理だと認定されるかもしれない。しかし、DV 被害者が直接的な

身体的攻撃がないにも関わらず反撃に出た場合に、一概に脅威がなかったということではできない。DV 被害者は常に警戒し過敏な状態で生活しており、いつでも加害者から攻撃されるかもしれないという命にかかわる脅威に常に直面しているのだ (Easteal、2010年)。

さらに DV 被害者は、身体的にはいつでも逃げるることができるにも関わらず、助けを求めたり、逃げようとしたりすることはなかったケースが多い。俯瞰的に見れば、このような行動には一貫性がなく、不可解で非論理的な情性を示しているようにも見える。暴力の被害者に通常想定される反応と対比すると、このような反応は加害者と被害者の関係性に疑問を投げかけるだろう。しかし、多くの場合、DV 被害者は加害者の心理的支配下にあり、家族や友人、当局に苦痛を訴えることができない。加害者が様々な「暴力」によって支配した結果として恐怖と羞恥心を植え付けられ、DV 被害者が何十年もの間、その苦しみを他人に話せないことも珍しくないのだ (Easteal、2010年)。

従って、法律そのものが示す前提条件と被害者に期待する対応にこそ疑問を投げかけるべきなのである。オーストラリアだけでなく、英国、ニュージーランド、カナダ、スコットランド、米国、ドイツなど欧米諸国の専門家はまさにこの問題、つまり DV 被害者が受ける強制的支配と「social entrapment」について、立法および司法における理解深化と DV 被害者の反撃行為についての刑事責任評価への影響に注目している (Tyson et al.、2024年 a; Tyson et al.、2024年 b)。第2節および第3節では、日本とオーストラリアの司法制度がこのような実情にどのように対応してきたかを検討する。

## 2 日本におけるDV被害者による反撃の現状

### 2-1 現行法にはDV被害者の反撃について明確な規定がないこと

日本の現行法上、DVの被害者がその加害者に対して反撃を行った事案に対応する明確な規定はない。

他方で、日本の裁判員裁判で利用されている裁判所作成の量刑検索システムには、「量刑上の考慮要素」に関する項目がある。同量刑検索システムにおいては、「被害者の落ち度」に関する項目があること、「男女関係 (DVを除く)」等の検索項目があることから、日本の裁判において「DVの事実」を典型的に量刑上考慮している傾向が読み取れる。

そのため、DV被害者がその加害者に反撃したことで被疑者・被告人となった場合、本人及び弁護人は以下の

ような法的主張を行うことになる。

(i) 正当防衛 (過剰防衛等) (刑法 36 条)

加害者からのDVは被害者の生命や身体に対する侵害行為であり、DV被害者の反撃はやむを得ない防衛行為であると主張し、DV被害者が行った反撃行為の違法性が阻却ないし減少されると主張する。

(ii) 責任能力 (刑法 39 条)

加害者のDVによる支配によって被害者は心身喪失ないし耗弱の状態では反撃を行ったと主張し、DV被害者による反撃行為は責任能力が否定ないし限定されると主張する。

(iii) 期待可能性 (刑法 38 条 1 項)

加害者のDVによる支配下にいるDV被害者にとっては自ら反撃をする以外の選択肢を取ることは難しく、反撃行為以外の適法行為を選択する期待可能性が否定されないし乏しかったと主張する。

(iv) 被害者側の落ち度

加害者自身がDVを行っていた事実をDV加害者の要保護性が減少する事情としての被害者側の落ち度として考慮すべきと主張する。

(v) 動機・経緯

被害者がDV被害を受けていた事実を、反撃行為以外の適法行為を選択する期待可能性が乏しく責任非難の程度が減少する事情としての動機・経緯に酌むべき事情があると主張する。

弁護活動における抗弁の用途

(i)・(iv) はDV被害者の反撃行為に違法性が無いこと、違法性が減少したことを主張するものである。他方で、(ii)・(iii)・(v) はDV被害者の反撃行為に有責性が無いこと、有責性が減少することを主張するものである。弁護人としては、事案によっては (i) ないし (iii) を根拠に、違法性または有責性が無いとして、無罪を求めることもあれば、(iv)・(v) を根拠に、違法性または有責性が減少したとして、被告人の犯情が比較的軽微であることを求めることもあり得る。なお、これらの主張はそれぞれを排斥するものではなく、事案によってはこれらの主張を複合的に行うこともあり得る。

2-2 裁判例からみる現状

DV被害者による反撃 (ないし他者加害) が裁判例でどのように考慮されているのか、ここからは具体的な裁判例を挙げて検討する。ここで挙げる裁判例は、最高裁判所のホームページ上で提供されている『裁判例検索システム』、株式会社 LIC が提供する『判例秘書』、現代人文社が発行する『季刊刑事弁護』から筆者らが収集し

た。

(i) 正当防衛 (過剰防衛) (刑法 36 条)

(イ) 正当防衛は否定されたが精神状態が一定程度考慮された裁判例

夫から身体的・精神的DVを受け離婚後も内縁関係を継続していたDV被害者 (妻) が、事件直前に元夫からナイフで切りつけられる等の暴行を受け、DVが一旦収まった際に元夫の殺害を決意し実行した殺人事案 (神戸地裁平 15.4.24) では、正当防衛は否定されたが「被告人は、被害者から家庭内で暴力を振るわれ、腰椎骨折等の重傷を負わされたことや、女性関係を巡る疑惑等もあり、被害者との関係で苦悩してきた事情がうかがわれ、責任能力に疑問を生じる程ではないとはいえ、相当不安定な精神状態にあったことが推認でき、この点が、本件犯行に影響を及ぼした可能性も考えられる。」として量刑上考慮された (求刑は懲役 6 年、判決は懲役 3 年)。

(ロ) 過剰防衛が認められた裁判例

名古屋地裁は女性 DV 被害者たる被告人に対し、刑法 36 条 2 項の過剰防衛を認めた (名古屋地裁平成 7 年 7 月 11 日、判例時報 1539 号 143 頁)。本件被告人は、配偶者の暴行により多数の骨折を経験するなど、DV を 7 年間受け続けていた。裁判所はこのような事情を違法性および責任の程度を評価する際に考慮した。事件発生日、配偶者は被告人をゴルフクラブで数時間殴り続けた。彼が酩酊し目を閉じて横たわったところ、被告人は彼の首をペティナイフで刺して殺害した。被告人の当該行為は「やむを得ずにした」とは認められないとして、裁判所は 36 条 1 項の正当防衛成立を否定した。しかし、本件犯行時に彼がうつ伏せで受動的な姿勢であったにも関わらず、裁判所は被告人に対する「急迫不正の侵害」の存在を認め、過剰防衛 (36 条 2 項) を認めた。注目すべきは、被告人は殺人罪で有罪判決を受けたものの、服役することなく直ちに釈放されたことである (Tsunoda, 1995 年)。

次男から日常的にDVを受けていたDV被害者 (父親) が、次男から暴力・暴言を受けて逃げようとしたところ「殺してやる」と言われ、自己を防衛する意思で次男の首を絞めて殺害した殺人事案 (季刊刑事弁護 No. 31 Autumn 2002 特集ケーススタディ 01) において、原審 (千葉地裁) はDV被害者が次男の背中に馬乗りになった時点で「急迫不正の侵害行為」は終了したと判示したが、控訴審では次男の攻撃能力や日常的なDVなど具体的な事情を考慮し「短い時間のうちに生じた一連の出来事」として「急迫不正の侵害行為」を肯定し過剰防衛を認めた (原審の求刑は懲役 6 年、控訴審の判決は懲

役3年6月)。

#### (ii) 責任能力が否定された裁判例 (刑法 39 条)

PTSDにより希死念慮を伴う抑うつ状態にあったDV被害者(母親)が、心中しようと当時6歳の実子を紐で絞め殺した殺人事案(静岡地裁平 22.10.21)では、元夫から暴力や暴言を受け離婚したが、その後も実子の面会等で元夫との関係が続く中でDVを受け続け、元夫から逃げ出すため無理心中を決意したDV被害者に対して精神鑑定が実施され、「PTSD、フラッシュバック、それに引き続く抑うつ状態という精神状態の質的变化がなければ、本件は発生しなかったもので、被告人のもともとの人格に基づく判断のみによって犯したものであるということもできない。そうすると、被告人は、本件犯行当時、心神耗弱の状態にあったが、心神喪失の状態にはなかったことが明らかである。」と心神耗弱が認められた(求刑は懲役10年、判決は懲役3年執行猶予5年保護観察付)。

#### (iii) 期待可能性が乏しかったと認められた裁判例 (刑法 38 条 1 項)

実子の家庭内での暴言や暴力に耐えていたDV被害者(父親)が、自己に初めて暴力が振るわれたことを契機に次男を包丁で刺すなど攻撃を続けた殺人未遂事案(那覇地裁令 1.5.24)では、「被告人が、ほかにおよそ採り得る手段がないほどの極限的な状況に置かれていたとまではいえ」ないが「かつて支援を求めた公的機関等において実効的な助言が得られなかった経験から、第三者には相談できないと考えて、我慢を続けていた。とりわけ本件犯行の半年ないし1年前頃から、十分に睡眠を取ることができない状況に陥っていたようであり、冷静な判断をすることが難しい精神状態になるまで追い詰められていた様子」が考慮された(求刑は懲役7年、判決は懲役3年執行猶予5年保護観察付)。

#### (iv) 被害者側の落ち度として考慮された裁判例

交際相手から執拗な暴言や束縛・夫殺害のほめかしを受けたDV被害者(女性)が、交際相手を殺害しようと包丁で刺した殺人未遂事案(名古屋地裁令 4.6.30)では、誤想防衛が否定されて責任能力が認められ、弁護人らが主張したパートナー・アビューズによるDV被害者の精神状態についても「(一般に、弁護人の指摘するようなパートナー・アビューズによる被害者の現状等があるとしても)本件の被告人については、警察や周囲の者に相談ができない状況にあったというのではなく、周囲の者に相談をしたり警察に助けを求めたりする機会があったにもかかわらず、そのような手段を試みようともせず」として考慮しなかった。他方、交際相手からのD

Vは「以前から、元夫の殺害を示唆するようなものを含む発言を継続的に行い、自身との間の約束を破ったとして被告人に激昂する等の態度を示し、特に、本件当日には被告人の子供たちに対する殺害予告のような発言までしたことで、被告人に、実際に自分や子供たちが殺されてしまうかもしれないと恐怖させたことによる。被告人が本件犯行に至った経緯には、被害者(なお原文はAと呼称している)の落ち度もかなり大きいといえ、この点は、相当程度被告人のために考慮すべきである。」として被害者側の落ち度として考慮された(求刑は懲役5年、判決は懲役3年執行猶予4年)。

#### (v) 犯行に至る経緯として考慮された裁判例

内縁の夫から暴力等の日常的なDVを受けていたDV被害者(内縁の妻)が、知人らに依頼して内縁の夫を計画的に殺害した殺人事案(広島地裁令 4.1.31)では、「10年以上にわたり、被害者から日常的に暴力等を受け、次第に、被害者を殺してほしい、被害者にいなくなしてほしいなど思うようになって殺意が生じたものであり、被害者からのDVが本件犯行の背景にあると認められる。」「被害者のDVから逃れる手段としては、親族の助けも借りながら公的機関等に相談するなど犯罪以外の方法で適切に対処することが客観的には可能であったのであり、そのような行動に出ることなく、かけがえのない生命を奪う殺人という手段を選択したことは、到底許されるものではない。もっとも、DVを受けている当事者にとってその状況から抜け出すのは必ずしも容易でない。DV被害を受け続ける中で、被告人が自分さえ我慢すればいいとの考えに至ったことについて同情できる部分もある。」として犯行に至る経緯の中で一定程度考慮された(求刑は懲役18年、判決は懲役14年)。

酔ってDVを繰り返す夫に心中を持ち掛け、「いいよ、お前とやったら死ぬ」と言われて夫の首を絞めた殺人事案(奈良地裁平 22.12.13)では、同意殺が否定されたうえで「被告人は、飲酒した被害者から毎日のように暴言を浴びせられたり、しばしば暴力を振るわれたり、性交渉を強いられたりしたほか、飲酒酩酊した被害者が自宅内で所構わずする大小便等の後始末をさせられるなど、30年近くもの間、被害者の常軌を逸した酒癖の悪さや言動に、二人の娘と共に苦しめられ続けてきたのであり、被告人が、結果的に誰からも助けを得られないまま、被告人自身思い悩み続けていたという経緯から、娘らのことも考えて衝動的に本件犯行に及んだということからすれば、本件は単なる自己中心的犯行とはいいい難く、この点は被告人にとって大きく酌むべき点といえる。」として犯行に至る経緯として多少考慮された(求刑は懲

役7年、判決は懲役6年)。

また、DV加害者である夫を実子2名と共謀し首を絞めて殺害しようとした殺人未遂事案(広島地裁平21.12.4)においては、DV被害者(妻)に正当防衛等は認められず、責任能力・期待可能性も認められた上で、「本件においては、犯行に至る経緯ないしその動機を考慮すべきである。すなわち、被告人は、上記のとおり、被害者による家庭内暴力等の酷い仕打ちに悩まされ続けてきたものであり、自殺を試みたが未遂に終わり、最後には逃げ場もなく、被害者を殺すしかないと考えてその殺害を決意し、犯行に及んだものである。確かに、このような経緯や動機があるからといって、被害者を殺害しようとした被告人らの行為は、何ら正当化されるものではない。しかしながら、被告人らが、被害者の尋常ならざる暴力等によって次第に追い詰められ、犯行に至ったその経緯については、深い同情を禁じ得ない。この点は量刑を考える上で重視すべき事情と考える。」として、ある程度考慮された(求刑は懲役5年、判決は懲役3年執行猶予3年)。

さらに、妻から長年DVを受けていた夫が、妻の「私を殺して刑務所に行きなさい」という発言を真に受けて妻の首を絞めた殺人事案(東京地裁立川支部令4.3.4)では、囑託殺人が否定されたうえで「被告人は、被害者にとっての不手際により日々叱責を受けて精神的に追い込まれ、犯行当日も不手際により被害者から叱責され、打開策が浮かばず、心理的視野狭窄に陥り、現状から逃れ、現状を打破するためには被害者を殺害するしかないと考え、犯行に及んだものと認められる。」として一般情状でDV被害者の心理状態が考慮された(求刑は懲役10年、判決は懲役7年)。

### 3 オーストラリアにおけるDV被害者による反撃の現状

オーストラリアの各州は1980年代初頭から、DVを規制する法律を次々と制定し始めた。ニューサウスウェールズ州首相は、1981年初めにDVタスクフォースを結成した。その中間報告でDVタスクフォースは、警察、刑事司法、福祉、住宅の各分野にわたる187の法律や政策の改革を提言し、その中には先住民や移民のコミュニティに特化したものも含まれていた。オーストラリアでDVを犯罪として具体的に取り上げた最初の立法規定は、1982年11月に行われたニューサウスウェールズ州の1900年犯罪法の改正であった(Lansdowne, 1985年)<sup>9</sup>。

反撃に出たDV被害者が直面する特殊な状況につい

て、学术界や市民社会の関心が急速に高まった。例えば、ジャーナリストおよび弁護士としてUNSW ロースクールが運営する法律扶助クリニックに関わる、後に判事となった研究者によって、加害者を殺害したDV被害者についての小規模な実証的研究が執筆された(Bacon & Lansdowne, 1982年)。

比較研究分野でも、この問題に対する取り組みが見られた。例えば、1991年1月に政府の研究機関であるオーストラリア犯罪学研究所で開催された『女性と法』会議で、パトリシア・イースティール教授は、オーストラリアで高まるDV被害者への関心を、米国で生まれた刑事弁護戦略と結びつけた：

1979年以来、被虐待女性症候群(Battered Wife Syndrome; BWS)は、米国では何百もの事件で提起されてきた...[その根拠は]多くの場合...女性は単に男性と同じように自分を守ることができず、さらに具体的には、長期間にわたって虐待を受けながら生活する中で、合理的な行動選択ができなくなるというものであった(Easteal, 1991年、37項)<sup>10</sup>。

オーストラリアでは、1991年から州最高裁判所で被虐待女性症候群について専門家が作成した証拠を率先して採用し始め、日本の最高裁判所に当たるオーストラリア高等裁判所は1998年にOsland v R (1998) 197 CLR 316で同様の証拠を採用した。本件はオーストラリア高等裁判所において、正当防衛の立証や刑の減免のために被虐待女性症候群に関する証拠提出が認められた最初の事件であった。

しかしこの方法は、DV被害者の行動を病理学的に説明するものであるため、批判も大きかった。裁判では、被害者は耐え難い状況を踏まえて理性的に行動している人間としてではなく、欠陥のある異常な人間として描かれた(Stubbs & Tolmie, 1998年)。被虐待女性症候群の考え方の中心である「学習性無力感」の概念も、DV被害者が反撃したときには妥当しないとされた(Douglas, 2012年)。

#### 3-1 現行法

オーストラリアでの調査によれば、DV被害者が加害者に反撃して殺害した場合でも、殺人罪で起訴されるのが一般的である。そのためDV被害者は、裁判で殺人罪を争って有罪になるリスクを冒すか、それとも司法取引に応じて傷害致死罪を認めるかという大きなジレンマに直面する。これは、たとえDV被害者が正当防衛であったという説得力のある証拠を提出できたとしても起

こりうることである (Tyson et al., 2017年)。というのも、オーストラリア各州では殺人罪の最低刑が定められていることが珍しくなく、場合によっては終身刑が義務付けられているからだ。DV被害者の反撃事案に対して殺人罪を課すことがそもそも過大であることは論を待たないが、この司法取引の圧力は、裁判を経ることなく有罪判決を勝ち取る道を検察に与えている。

2010年から2020年の間に、オーストラリアにおいてDV被害者が加害者の命を奪った69件の事例のうち、その90%においてDV被害者が当初殺人罪で起訴され、そのうちの48%において過失致死罪を認めている (Nash & Dioso-Villa, 2023年, 8項)。このため、殺人罪で起訴されたDV被害者が裁判を経ずに過失致死罪で有罪判決を受けるのが、オーストラリアでは最も一般的な法的結果となった。

2001年以降、オーストラリアの8つの州と準州のいずれにおいても、この状況を改善するために何らかの立法的試みを行なっている。重大な刑事責任を問われるDV被害者の視点に立ったこれらの広範な政策と立法は、他の英米法圏諸国やドイツでも取り入れられ、あるいは検討されている (Dyson et al., 2024年a; Dyson et al., 2024年b; Centre for Women's Justice, 2023年; Nash & Dioso-Villa, 2022年; Linklaters, 2016年)。

オーストラリアにおいて、DV被害者による反撃行為についての抗弁の充実を図る過去25年の試みは、全体的な傾向としては部分的な法的抗弁の提供から離れている。むしろ、各州は完全抗弁である正当防衛の簡易版をより利用しやすくする法案を可決する傾向にある。

#### (i) 正当防衛

ニューサウスウェールズ州の法律を例にとると、1900年刑法148条は、正当防衛のために行動した者は刑事責任を負わないと定めている。本条文は、自分自身または他人を守るため、不法な自由の剥奪を防止または停止するため、財産を保護するため、または不法侵入を防止するために必要な行為であると本人が信じる場合に認められる。加えて、正当防衛に相当する行為は権利侵害が発生した時点で、本人が認識している状況に対して合理的と見なされる範囲内でなければならない。正当防衛の典型的な例は、口喧嘩をしていて一方が拳を振り上げた場合である。これに対して殴られるかもしれないと恐れ、拳を振り上げた相手を突き飛ばした場合、正当防衛が認められる可能性がある。

ニューサウスウェールズ州では2つの要素から正当防衛成立の検討を行う。第一に裁判所は、犯罪時の被告

人の個人的特徴を習慣的基準 (subjective test) に照らして検討する。例えば、裁判所は被告人の年齢、身長、体重、性別、精神状態、健康状態および酒に酔っていたかどうかなどを考慮する。これは、被告人の行為がその状況において必要であったかどうかを評価するためだ。第二に裁判所は、行為の合理性 (reasonableness) と比例性 (proportionality) に関する検討に移る。その中で、裁判所は被告人の行為を評価し、その行為は被告人が実際に直面していた脅威に比例して合理的であったかどうかを判断する。例えば、もし何者かに殴られた場合に、その相手を刺傷することは一般的に合理的とはみなされない。

DV被害者が正当防衛の成立を主張する場合、蓋然性の衡量に基づいて (on the balance of probabilities) 正当防衛を立証するのみで足りる。他の刑法上の問題は全て、「合理的疑いを超えて」 (beyond a reasonable doubt) 立証されなければならない。そして、いったん被告人がこの抗弁作戦をとれば、検察側が犯罪成立の立証責任 (burden of proof) を負うこととなる。

#### 脅威の急迫性に関する改正

オーストラリアではそういった被害者の置かれている典型的な状況の理解が普及し、DV被害者が加害者を殺害した場合、「脅威の急迫性」よりも「行為の必要性」を立証することが求められると指摘されている (Guz & McMahon, 2015年, 1項)。急迫性について、モンローにのみ依拠してきた州ではその要件が徐々に緩和された。DVと無関係の1987年のオーストラリア高等裁判所判例 Zecevic v DPP (1987) 162 CLR 645 は決定的な大幅に簡略化する役割を果たした：

問われるのは極めて単純なことだ。それは、被告人が合理的な根拠に基づいて、自らの行為が正当防衛のために必要だと信じていたか否かである。もし被告人がその行為が必要だと信じており、そのように信じることに合理的な根拠があった場合、または陪審がこの問題について合理的な疑念を抱いた場合、被告人には無罪判決が言い渡される (Zecevic, 1987年, 661項)。

正当防衛を主張するための慣習法上の要件と長らくされてきた「脅威の急迫性」は、DV被害者が正当防衛を主張する際の障壁となってきた。しかし、2つの州がこの要件をまったく削除する決定を下した。ビクトリア州は2005年に1958年刑法を初めて改正し、その中に急迫性の特別規定 (9AH条) を追加して、家庭内暴力を含む事件では典型的な急迫性がないからといって、必ず

しも被告人が自分の行為が必要であり、合理的な理由に基づくものであると信じていなかったとは限らないとする判例を支持した。

2014年、ビクトリア州はさらに322M条を追加し、正当防衛のために取る行動は必要かつ合理的でなければならないが、差し迫った危害への対応である必要はないと強調した。同じく新たに追加された322N条はまた、ビクトリア州コモンローにおける正当防衛の原則を廃止した。そのため、たとえ認識された危害が差し迫ったものでなくとも、正当防衛は合理的または正当だと認定されうる。

西オーストラリア州では2008年に立法府が正当防衛の成立要件を再構成し、刑法248条に簡素化して家庭内虐待のサバイバーにとって問題となっていた2つの要件を削除した。その2つの要件とは、暴行の存在と、その暴行によって被害者が死亡または重傷の恐れを抱いたことである。長期にわたる暴力関係において脅威は継続的なものであるため、急迫性を要件とすることは妥当性を欠くとして上記改正が実施された。この改正によって正当防衛の範囲が拡大され、脅威の急迫性に関わりなく正当防衛が認められるようになった。

#### 証拠に関する改正

重大な犯罪で起訴されたDV被害者が正当防衛をより主張しやすくする方法として、DV被害者の社会的現実(主観的な social reality)やDVが被害者個人に与えた影響に関する証拠を採用することは、被虐待女性症候群の証拠を採用するよりも望ましいことが次第に明らかになってきた。オーストラリアの4つの州では新たな規定において、裁判所にDV証拠の妥当性に関する指針を与えた。それは、たとえ危害の脅威が差し迫っておらず、また対応が比例的でなかったとしても、反撃が必要であり合理的であるとDV被害者が信じるに至りうることを主張できるというものだった。

上記関連規定はビクトリア州1958年刑法322J条1項、クイーンズランド州1977年証拠法103CA条ないし103CD条、西オーストラリア州1906年証拠38条、および1929年証拠法(南オーストラリア州)34W条である。これらの規定は、家庭内暴力に関する様々な社会的背景(客観的な social context)およびDV被害者と加害者の関係性をともに証拠として認めている。また両者の関係性については、加害者による暴力やそれがDV被害者に与えた累積的影響およびDV被害者が加害者と別れようとした場合に起こりうる被害も包含される。

また、ビクトリア州、西オーストラリア州および南オ

ーストラリア州の3州では、DV被害者が反撃した事案において正当防衛主張の道筋を示すものとして、陪審に家族内暴力の性質に関する情報を提供することが義務付けられている。関連規定は、2015年陪審指示法(ビクトリア州)59条ないし60条、1906年証拠法(西オーストラリア州)39C条、39E条および39F条、1929年証拠法(南オーストラリア州)34Y条である。

#### 強制的支配に関する改正

どの州または特別地域においても2023年9月の連邦政府司法長官との「National Principles to Address Coercive Control in Family and Domestic Violence」(家庭内およびドメスティックバイオレンスにおける強制的支配への対策に関する全国的な原則)という共同政策文書に基づいて「強制的支配」という新たな犯罪を導入する方針を公にしている。すでに立法している州もある。例えば、ニューサウスウェールズ州は2022年に、1901年刑法の新しい54D条の制定で導入している。これは家庭内虐待や、女性が受けうる多様な身体的、心理的、性的、感情のおよび経済的虐待に対する刑法上の理解を拡大する取り組みの一環である。正当防衛とは直接の関係がないものの、この新たな犯罪類型はDV被害者の反撃行為を解釈する際に役立つと期待されている。

#### (ii) 部分的抗弁

##### 殺人罪に対する一般的な部分的抗弁

第一の部分的抗弁は、一般に殺人罪の抗弁として認められているもので、DV被害者の反撃行為に関する特別な立法規定はない。

#### (イ) 責任能力の減退

この責任能力の減退(diminished responsibility)という部分的抗弁が立証された場合、違法な殺人行為の責任は殺人から過失致死に軽減され、ニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、オーストラリア首都特別地域および北部特別地域の4州または準州で利用できる。この部分的抗弁はもともと19世紀にスコットランドで発展したコモンローの一般原則に基づくもので、重大な犯罪を犯した人の責任は、その人が受けた実質的な精神障害を考慮して評価されるべきであるというものだ。

ニューサウスウェールズ州では1997年に、1990年刑法23A条において「精神異常による実質的障害」という用語が導入された。この条文に基づき、被告人に殺人の故意があったとしても、以下のことを立証できれば過失致死罪が成立する。第一に、当該死亡の原因となった行為または不作為の時点で、被告人が事態を理解する

能力、自らの行為が正しいか否かを判断する能力または自制する能力が、精神異常によって実質的に損なわれていたこと。第二に、その精神異常が、被告人の責任を殺人罪から傷害致死罪に軽減することを正当化するほど実質的であったことである。統合失調症、重度のうつ病および知的障がい、部分的抗弁の要件を満たしうる精神異常の典型例である。また、被虐待女性症候群も過去に部分的抗弁として認められている。

### 被害者の反撃事案における特別な部分的抗弁

以下の第2ないし第4の部分的抗弁は、DV被害者が反撃した事案に対処するため、法改正により特別に定められた。

#### (ロ) 過剰防衛

1987年、Zecevic事件におけるオーストラリア高等裁判所判決により、コモンローにおける過剰防衛(excessive self defense)の抗弁は事実上廃止された。しかし、1990年代後半から、オーストラリアの4州はDVの文脈で殺人罪に適用される「過剰防衛」の部分的抗弁規定を再び導入した：

- ・ 1997年、南オーストラリア州 1935年刑法統合法 15条、15A条および15B条
- ・ 2005年、ピクトリア州 1958年刑法 9AH条
- ・ 2001年、ニューサウスウェールズ州 1900年刑法 421条
- ・ 2008年、西オーストラリア州 1913年刑法典編纂法 248条3項

ニューサウスウェールズ州を例に、このような部分的抗弁がどのように機能するかを説明しよう。同州の規定では、被告人による暴力が当人の状況認識に照らして、実際には合理的で相応の対応ではなかったが、主観的にはその行為が自己もしくは他人を防御するため、または自己もしくは他人の自由の不法な剥奪を防止もしくは停止するために必要であったと信じていた場合に、殺人罪が過失致死罪に軽減される。言い換えれば、この部分的抗弁は、完全な正当防衛の原則の客観的要件が満たされない場合に主張できるということだ。

#### (ハ) 挑発

1982年にニューサウスウェールズ州では、1900年刑法のDV関連改正が行われ、DV被害者が反撃した事案における挑発(provocation)の抗弁が簡略化され、より利用しやすくなった。この改正により突発性の要件が削除されて累積的な挑発が認められるようになり、単発的なきっかけとなる事件の必要性が削除された。これらの改正は、「従来とは異なる」挑発状況下で殺人を犯した被虐待女性にとって、挑発の抗弁をより活用しやす

くすることを意図したものである。

被虐待女性症候群に関する証拠は、挑発の抗弁だけでなく、同じく理論化されている正当防衛を主張するためにもしばしば用いられた(Stubbs & Tolmie, 1994年)。1993年までには、挑発は抗弁の本筋ではなく、むしろ予備的な議論として用いられるようになっていた。しかしながら、他の部分的抗弁と同様、挑発の抗弁にもリスクがある。それは、DV被害者が本来であれば主張可能な正当防衛を主張する機会を逆に奪ってしまう可能性があることである。

#### (二) 自己保全

クイーンズランド州は、1899年刑法 304B条に基づき、殺人罪の要件を通常満たすような状況下であっても、過失致死罪と量刑上同様に扱われるよう、独自に特別な部分的抗弁を用意している。この自己保全(self-preservation)という特別な部分的抗弁により、反撃行為に出たDV被害者は、クイーンズランド州法では終身刑が必ず課される殺人罪の成立を回避することができる。これは「虐待的家庭内関係における殺人」の抗弁として知られ、他の犯罪と組み合わせることもできる。同条は「深刻な家庭内虐待の被害者が、その行為が正当防衛のために必要であると信じて加害者を殺害し、そのように信じたことに合理的な理由がある場合」に適用される(刑法(家庭内虐待の抗弁および別件)改正法案説明資料、2009年、1項)。

### 3-2 裁判例からみる現状

#### (i) 正当防衛

正当防衛の主張が成功した例としては、R v. Falls, Coupe, Cummings-Creed & Hoare [2010] (クイーンズランド州最高裁判所、3月26日、未報告)が挙げられる。本件ではDV被害者が殺人罪で起訴され、無罪判決を受けた。被告人は夫に薬物を飲ませた後、夫が椅子に座って居眠りしていたところを射殺した。被告人は交際中、激しい肉体的・精神的虐待を受けており、以前から警察に相談していた。殺害前には夫の暴力がエスカレートし、子どもを殺害すると脅したり、また事件発生の数日前には被告人の胸を殴り、咳やくしゃみをする痛むほどの障害を与えたりしていた。裁判では、DVが被害者に与える長期的影響、DVに伴う暴力の連鎖、被害者が加害者から離れられない理由、虐待関係に存在する被害者の生命に対する恒常的な脅威の急迫性について、専門家証拠が提出された。

しかし、上記の結果は例外的である。オーストラリアの複数の研究によると、長引く虐待に耐えかねて殺人を

犯したDV被害者にとって、正当防衛の抗弁が望ましいという共通認識は明確であるものの、一般的に無罪を勝ち取ることは成功していない。上記事件の直後に発表された学術的分析によると、オーストラリアで正当防衛の抗弁が認められた女性たちは、美德と見なされるような属性を持っていた。つまり、彼女たちは加害者よりも小柄で、白人で、薬物使用者ではなく、他の恋愛関係を持たず、犯罪歴がなかった。加えて、彼女たちは長年にわたって激しい身体的暴力に苦しんでおり、それを警察に通報していた。彼女たちは積極的に子どもを守り、加害者との関係を断とうと試み、これまでに反撃に出たことはなかった (Douglas, 2012年)。同年に発表された別の研究では、2000年から2010年までに被虐待女性関与したオーストラリアの殺人事件67件を分析したところ、正当防衛を理由に無罪となったのはわずか11件(16%)だった。さらに、この11件のうち、身体的危害の脅威が差し迫っていない非対立的な状況で正当防衛が認められたのはわずか3件だった (Sheehy et al., 2012年)。

## (ii) 部分的抗弁

### (イ) 責任能力の減退

パートナーを殺害した罪で収監された十数人の女性を対象に行われた1982年の研究では、実質的障害とも呼ばれる責任能力の減退に基づく部分的抗弁に広く依存していることが判明した (Bacon & Lansdowne, 1982年)。しかし、後にニューサウスウェールズ州で1985年から2000年にかけてパートナー殺人の罪で有罪判決を受けた男性72人、女性32人を対象に調査したところ、異なる傾向が判明した。男性31人および女性29人が過失致死罪に減刑されたが、このうち5分の2の男性は責任能力の減退を主張して減刑され、女性で同様の部分的抗弁を利用したのは2人だけで、どちらもDV被害者ではなかった (Bradfield, 2001年)。

それにも関わらず、被告人が配偶者を殺害したR v Ney (クイーンズランド州最高裁判所、2011年3月8日、未報告)において、弁護人は冒頭で、被告人が配偶者によって屈辱的な暴力と虐待を受けてきたと語った。加えて事件当日の夜も、配偶者は被告人に暴行を加えたと述べた。2つの専門家報告書により、被告人の一連の暴力的な人間関係で受けた複数のトラウマに基づく慢性PTSDおよびアルコールおよび薬物乱用が明らかにされた。責任能力の減退 (クイーンズランド州刑法第304A条) に基づく過失致死罪成立の主張が受理された。彼女は懲役9年の判決を受けた。

この責任能力の減退という部分的抗弁は、英国や北米であらゆる犯罪で起訴された女性によって歴史的に多用されてきたが、これは女性が正当防衛や挑発の抗弁を主張することが困難だったためだと考えられる。これとは対照的に、女性が心神喪失または耗弱状態にあったと裁判官や陪審員に判断させることは比較的容易であった。最近では、女性がこのような自己評価を示すことは少なくなっており、裁判官や陪審員もそのような主張に同意しにくくなっている可能性がある (Bradfield, 2001年; Leader-Elliot, 1993年)。

### (ロ) 過剰防衛

ニューサウスウェールズ州における過剰防衛に関する代表的な裁判であるSilva v The Queen [2016] NSWCCA 284では、DV被害者が加害者であった元パートナーを刺殺した行為について、過剰防衛による過失致死罪で起訴された。裁判では、被告人の行為は「当人が認識していた状況に対して合理的な対応ではなかった」と判断された。しかし、事件前に元パートナーは電話で被告人に対し「威嚇的な怒り」を示していた。被告人はその影響も受けて、「急迫性があり、生命を脅かす逃れられない攻撃」があると認識したと控訴審は判断した。マッカラム裁判長は、「本件の証拠に記載されている状況は、一般に女性が殺害されうる状況である」と結論づけた。

### (ハ) 挑発

挑発の部分的抗弁は、理論的には「理性的」(rational) な抗弁である。つまり、本来は同じような状況に置かれた場合、通常人ならばどのように反応するかという評価に基づくものである。しかし、オーストラリアの判例では病的なものともみなされ、被虐待女性症候群と混同されている。DV被害者による当該抗弁の利用は、時代とともに減少している。

南オーストラリア州の判例であるGreene (1989年、154-156項) は、コモンローにおける典型的なケースに当たる。The Queen v R (1981) 28 SASR 321では、就寝中の配偶者を殺害した行為について、被告人は挑発の抗弁を主張した。DV被害者たる被告人と加害者たる配偶者との婚姻関係は27年に及び、5人の娘がいた。配偶者は残酷なほど支配的で、他人を自らのコントロール下に置きたがった。彼は娘たち全員と近親相姦をしており、それを苦にして上の娘2人はしばらく前に家を出ていた。しかし、被告人は事件前日まで配偶者による近親相姦の事実を知らなかった。残りの娘2人が家を出ると決めたことで家庭の緊張は高まり、彼は2人を暴力的に家から追い出すなどした。そして翌日、配

偶者は「もし実際に家を出ることとなれば殺害する」旨の脅迫を行った。このような緊張が数日続いた後、1人の娘が被告人に長年の近親相姦の事実を打ち明けた。この娘が最初に性的干渉を受けたのは6歳の時で、性交が始まったのは10歳の時だった。その娘はまた、彼がナイフで負わせた傷を被告人に見せ、最近の強引な性的干渉行為について語った。これらすべては事件前日の朝の出来事である。事件当日の早朝、配偶者は被告人に対して娘たちとの不和は解決し、「幸せな大家族になる」と宥和的な態度を示した。夫は近々被告人を英国に連れて行くと約束し、また2度目の新婚旅行についても言及した。この直後、被告人は寝ている彼を斧で襲って殺害した。

南オーストラリア州最高裁判所は、被告人による挑発あるいはその他の抗弁は認められないと判示した。そして、被告人は殺人罪で終身刑の有罪判決を受けた。この判決を受けて世間は大騒ぎになった。控訴審で、南オーストラリア州最高裁判所は4人の裁判官からなる法廷を開き、陪審は配偶者による挑発行為の有無について指示すべきだったとして有罪判決を破棄し、再審を命じた。同裁判所はやや非現実的ではあるが、殺害数日前の家庭の緊張や、配偶者の近親相姦に関する殺害前日の告白は、挑発というには時間的に隔たりがあるので挑発行為として認められないが、彼の挑発行為を評価する上で「背景の一部として」関連しうると判示した。しかし、配偶者が殺害される直前に示していた表向きの愛情表現は、法律上の挑発行為に相当すると認めた。配偶者のかかる挑発行為から殺害までは最大25分と時間に関わりがあった。しかし、その間に被告人に対する挑発は収まるどころかエスカレートしていたとして、裁判所は時間的隔たりが問題とならないと判断した。

R v Spencer 事件（ニューサウスウェールズ州最高裁判所、1992年12月18日、未報告）では、DV被害者たる被告人が配偶者の挑発行為（長期間にわたる侮辱と身体的暴力）が原因で彼を殺害したとして、検察側の同意も踏まえ、殺人罪ではなく過失致死罪で有罪判決が下された。しかし、判決では、被告人の極度のストレス反応について、被告人の情緒的脆弱性と傷つきやすい性格に焦点が当てられた。裁判官は、「被告人の精神状態の脆弱性」に関する証拠は、責任能力の減退の可能性、すなわち「法的な意味での抗弁が...存在するかどうか」という問いを提起するため関連性があると考えた。被告人の（異常な）精神状態に関して頻りに言及があり、被虐待女性症候群の議論を聞くことで、裁判官の中で責任能力の減退と合理的な挑発の部分的抗弁の混同が生じて

いたと考えられる。

このアプローチは被虐待女性であるというアイデンティティや地位を要件化する傾向を示し、あたかもそれ自体が殺人を犯した女性が無罪判決を受ける資格となるようであり、強い批判が集まった（Stubbs & Tolmie、1998年）。また、挑発の部分的抗弁は、性的な誘いをかけてきた同性愛の男性を異性愛者の男性が殺害することを正当化するために使われることも多く、「ゲイ・パニック」の抗弁として知られていた（Roth & Blayden、2013年）。そのため、挑発の部分的抗弁を廃止すべきとの声も挙がった。

それにも関わらず、後に南オーストラリア州で起きたDPP v Narayan [2011] SASFC 61事件では、以下のように判断された。本件は、配偶者から虐待を受けていた被告人が彼の不倫関係を知り、彼に火をつけて殺害した事件である。殺人罪で起訴された裁判で被告人は、配偶者が自分から離れていかないように、彼の性器に点々と火をつけて聖なる炎で「清め」たかっただけだったが、彼が自分を「デブのピッチ」と呼んだので感情をコントロールできなくなったと主張した。陪審は殺人罪ではなく、挑発行為を理由に過失致死罪で有罪と判示した。何十年にもわたる肉体的および精神的虐待を受けていたにも関わらず、被告人は正当防衛を主張せず、挑発行為が認められなければ殺人罪で有罪判決を受けていたかもしれない。

現在ではニューサウスウェールズ州、クイーンズランド州、北部特別地域およびオーストラリア首都特別地域の4地域で伝統的な挑発の抗弁が廃止された。しかし、幾つかの州では狭められた限定的なバージョンが残っている。例えば、ニューサウスウェールズ州では、2014年の改正で、従来の挑発の抗弁が「極度の挑発」という新しい抗弁に置き換えられた（1900年刑法23条）。また、DV被害者の主観的な精神状態を評価するのではなく、「通常人」の認識に基づくことが再確認され、加害者の不貞行為や関係からの離脱意思だけでは不十分とされた。

## (二) 自己保全

あるクイーンズランド州の事件では、自己保全のために殺人を犯したDV被害者に対する特別の部分的抗弁が適用された。本件では、長期間にわたってDVを受けていた被告人が、当該規定による過失致死罪への自動的な減刑を主張した。被告人は事件直前にも、のどをつかまれ、地面を引きずりまわされた上、放尿されるなどの身体的暴行を受けていた（R v. Sweeney、クイーンズランド州最高裁判所、2015年3月3日、未報告）。

この攻撃の後、被告人は身を守るためにナイフをつかみ、自らが死ぬか重傷を負う危険性があると確信してパートナーを刺した。被告人はこの部分的抗弁に基づいて過失致死罪を認めたことで禁固7年を言い渡され、その3分の1を服役した後に仮釈放の資格を得た。裁判官は、被告人の行為が虐待関係に内在した恐怖と自己保全から出たものであったことを認めたが、他の司法管轄区であれば、正当防衛を根拠に完全無罪判決を勝ち取りえたであろう。

#### 4 日本でもDV被害者の反撃を議論する必要性

日本で最も有名なDV被害者による反撃は、おそらく尊属殺重罰規定違憲判決（最判昭48.4.4 刑集第27巻3号265頁）であろう。実父から苛烈DVを受けていた被害者が酩酊就寝中の実父を絞殺した事案で、当時の最高裁はDV被害者である被告人に心神耗弱を認めたと、[被告人は少女のころに実父から破倫の行為を受け、以後本件にいたるまで10余年間これと夫婦同様の生活を強いられ、その間数人の子までできるという悲惨な境遇にあった]ことや「本件発生の直前、たまたま正常な結婚の機会にめぐりあったのに、実父がこれを嫌い、あくまでも被告人を自己の支配下に置き醜行を継続しようとしたのが本件の縁由であること、このため実父から旬日余にわたって脅迫虐待を受け、懊悩煩悶の極にあったところ、いわれのない実父の暴言に触発され、忌まわしい境遇から逃れようとしてついに本件にいたったこと」等を考慮し、殺人罪を適用して懲役2年6月執行猶予3年の判決を自判した。今から50年以上も前にDV被害者による反撃が最高裁の違憲判決という重大な結果を導いたにも関わらず、その後の日本においてDV被害者の反撃に関する法的な議論はほとんど見当たらない。

筆者らが裁判例を収集・検討した結果、日本ではDV被害者の反撃（ないし他者加害）事案で正当防衛等が認められることは非常にまれであることが分かった。DV被害者の反撃は現にDVを受けているその時点で行われるものが少なく、DVが落ち着いた状態（例えば加害者が就寝している時など）に行われることが多い。このようなDV被害者の反撃が持つ特徴が、現状では裁判上DV被害者に不利な結果をもたらしているものと考えられる。

責任能力については、PTSDやうつ等の精神疾患が認められる事案では精神科医師による鑑定が実施され、DV被害者の責任能力が否定ないし限定される。他方

で、DV被害者が陥る心理的視野狭窄やパートナー・アビュースによる特有の心理状態については、責任能力の有無に影響がないものと扱われ完全責任能力が認められてしまう。また期待可能性についてもDV被害者が反撃以外に適切な手段を取りえない状況に追い込まれていることは一定程度考慮されるが、期待可能性が否定されることはない。いずれにおいてもDV被害者特有の心理状態が裁判上は十分な理解が得られ難い現状があると言えよう。

さらに、犯情として考慮される場合には判決結果に大きな影響を与えないため、DV被害者が過去に加害者から受けてきたDV被害の内容に比して判決で科される量刑が重すぎるのではないかという不公平感が残りうる。すなわち、特別な法制度や判例理論のない日本では、DV被害者の反撃が裁判でどのように扱われ結果にどう影響を与えるのかを統一的に理解すること自体が難しいというのが現状である。

DV被害者の反撃が持つ特徴やDV被害者が陥っている心理状態等について、日本の司法においても正しい理解と問題点の整理が必要であり、海外の例を踏まえて国内でも十分に議論すべき重要なテーマであると考えられる。

#### 第5 まとめ

2015年にオーストラリアにおいてDVに関する言説が大きく変化したことに言及しなければ、本稿を締めくくることはできない。すなわち、ロージー・バティ氏が2015年の「オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー」に選ばれ、DV問題が全国的な議題となったことである。彼女は一人っ子の息子であったルークくん（当時11歳）が殺害された事件をきっかけとして、全てのDV被害者のために貫禄のあるかつ明確な主張を展開するようになり、オーストラリア全土に衝撃を与えた。精神不安定になっていた父と息子ルークの面会は裁判所の命令により制限されていたものの、禁止までは認められず、面会交流の一貫としてルークは父親と一緒にクリケットの練習に参加していた。その結果、悲劇的にも彼は2014年初め、練習から彼を連れ帰るために近くに立って待っていた母親の目の前で、父親に殺害された。事件発生から数時間のうちに、バティ氏は並外れた落ち着きと勇気をもって威厳ある声明を発表した<sup>11</sup>。

それ以来10年間、DVの撲滅および被害者の回復支援のため、社会全体で数多くの政策や法的イニシアティブが続けられてきた。そして、先述のバティ氏による「DVは暴力ではなく、むしろテロの一形態と考えるべ

きだ」との提言に至った。学界、法曹界および市民団体は、場合によっては政府の助成金を受けて、DV問題に対する実証的理解の深化に乗り出してきた。例えば、2018年および2024年にオーストラリアで実施された調査では、18歳から45歳の男性が、男らしさに関する19の厳格で時代錯誤的な「ルール」(併せて「ザ・マン・ボックス」として知られる)に同意するほど、パートナーに対して暴力を振るう可能性が高いことが分かっている (Jesuit Social Services, 2024年)。

また、労働経済学や行動経済学の観点から、DVが女性に与える経済的な影響ひいては税収についても研究が進められてきた。2022年の研究では、オーストラリアの女性がパートナーと別れる場合、17%~45%の収入減を被るが、彼女がDV被害者である場合、生活保護費を調整した後もその収入減は平均で31%~73%とはるかに大きくなることが明らかになった (Chapman & Taylor, 2022年)。次の年2023年には、男性パートナーより収入の多いオーストラリアの女性がパートナーから受ける身体的暴力は33%、精神的虐待は20%増加することが、画期的な研究によって明らかになった。この傾向は年齢、収入、教育および出身国によって異なることはなかった。また、オーストラリア人女性は、男性パートナーを収入において上回ることで関係が悪化することを認識しており、自分の収入がパートナーの収入を上回らないように調整し、自らの可能性を抑制しているようであることがわかった。これは国際的な他の研究が示す結果とも一致している (Zhang & Breunig, 2023年)。

おそらく最も重要なことは、インティメート・テロリズムを防止し、その被害を軽減し、DV被害者の福祉を回復するために、私たちが社会としてできることは多くあるということだ。オーストラリアでは州レベルの試みがあれば全国的に導入しているものもある。

まずは1980年代に米国で初めて設立されたDV専門裁判所である (Eley, 2005年)。現在ではオーストラリアのいくつかの州を含む英国慣習法圏で一般的になっている (ALRC, 2010年)。例えば、クイーンズランド州では、2015年から2017年にかけて試験的にDV専門裁判所を1つ設置し、現在では合計5つの専門裁判所がある。また、ビクトリア州では現在13のDV専門裁判所が運営されている。ニューサウスウェールズ州は2023年、一部の裁判所にDV専用リストを設置するという、試験的なプログラムを開始した (Baker, 2024年)。

DV専門裁判所は、薬物専門裁判所と同様に、トラウ

マに配慮し、治療的で修復的な原則に従って運営され、より専門的でありながら、よりインフォーマル、簡素かつ迅速な事件解決を目指すものであり、また、機関同士の包括的な協力と創造的なサービスを促進する (ALRC, 2010年)。これは、裁判所の業務に従事する法律家、事務職員および被害者支援ワーカーなどの全員が、DV被害者のニーズを尊重し、忍耐強く、きめ細かな対応をするように訓練されているからである (Baker, 2024年)。DV専門裁判所は、刑事訴追、民事請求および家族法申請など、強制的な支配や虐待によって傷つけられた関係から生じる様々な法的手続きを全て扱うことが多い。クイーンズランド州での試験的取り組みについて、200ページに及ぶ最終報告書によると、専門裁判所で審理を受けたDV被害者は、管轄裁判所で審理されたDV被害者よりも、その経験に満足し、手続き上の正義がなされたと感じる傾向が高く、法制度に信頼を寄せていることがわかった (Bond et al., 2017年)。

次はIT関係の試みである。2024年10月以降、ニューサウスウェールズ州では、保釈が認められた重大な家庭内暴力犯罪の被告人は、GPS技術を使って継続的に電子監視されることになった (NSW Department of Communities and Justice, 2024年; Boiteux and Teperski, 2023年)。タスマニア州では、家庭内暴力がエスカレートする危険性の高い個人に対して出された保護命令 (家庭内暴力命令) を執行するために、電子監視 (EM) を利用している。またタスマニア州の既に存在していた制度に基づいて、珍しいメカニズムがある。加害者の電子監視のみならず、被害者は、加害者との距離を保つのに役立つ個人用安全装置を携帯する形での強化した電子監視を選択することもできる (Premier of Tasmania, 2024年; Winter et al., 2021年)。

最後に注目したいのは、政府と産業界の双方が全国の労働者の福祉に責任を負う旨を制度化した司法改革である。州ごとにDV被害者はすでに犯罪被害者として緊急支援パッケージの用意があったが<sup>12</sup>、2021年12月、オーストラリア連邦労働裁判所の役割を担うフェアワーク委員会大法廷のレビューにおいて、従業員はDVの影響に対処するために毎年10日間の専用有給休暇を取得する権利を制定すべきであると示された<sup>13</sup>。その結果、2022年後半に2009年連邦政府のフェアワーク法が改正され、2023年3月よりDV休暇が制定された。現在、オーストラリアでは、DVは社会全体に起因する問題であり、一方でGDPの2%減が推定されるなど、社会全体に悪影響をもたらすとの理解が広がっている (Puri, 2016年)。従って、雇用主を含む社会全体がDVの防

止と被害軽減に取り組むべきことは議論の余地がない。

2024年4月、オーストラリア政府は、DVによって命を絶たれる女性と子どもの増加を国家的危機と位置づけ、予防の観点から有効な措置を迅速に見直すよう命じた (Rapid Review Expert Panel, 2024年)。2023年には58人の女性が家庭内殺人の犠牲となり、2022年の35人、2021年の33人から増加した。また、2000年から2022年にかけて、DVを受けていた96人の子どもが親によって殺害されるに至っている。このような事件の急増は、1989-1990年以降、パートナーによる殺人が全体として57%減少していたことに鑑みて、特に憂慮すべき危機的な展開であることが明らかになった (Rapid Review Expert Panel, 2024年、31-32項)<sup>14</sup>。

## 終わりに

この分野における日本の法改正の軌跡はもちろん経路依存性を有する。ゆえに、オーストラリアでの事例を模倣する必要はないし、模倣すべきではない。しかしながら、このような悪質な問題に対しても社会を挙げての取り組みが有用であることを、オーストラリアにおける最近の動向は示している。

簡単に要約すると、オーストラリアでは、DV被害者の反撃行為に刑事法上の抗弁を適応させる作業などのDV被害者を具体的に保護する上記のそれぞれのイニシアティブが、現在進行形で進められていて、DVの背景にある「強制的支配」自体を犯罪化する試みも進んでいる。しかし、これらの対策は日本ではまだ始まっていない。

確かに、人類の長い歴史に照らせば、そのタイミングの差異はわずかなものであろう。いずれの法域においても、DVを適切に罰するための最適解は、まだ見つかっていないというのも事実である。そして、日本およびオーストラリアの両国において、何世紀にもわたってDVは些細で私的なこととして扱われてきた。このような認識は今でも根強く残っていて、この目に見えない抵抗を乗り越えることは決して簡単なことではない。しかし、他のテロ行為と比べてもインティメート・テロが私たちの社会に広く蔓延していること、その被害が経済活動を含む広範囲に及んでいること、コロナ禍を経て両国でDV事案が急増したこと、そして2026年からの共同親権改革が日本のDV被害者に与える憂慮すべき影響を考えると、さらなる考察は喫緊の課題であろう。

## 【参考文献】

全てのURLは2024年12月31日にアクセスされた。

## 【学術文献】

Aronson, Bruce, 'Introduction to Symposium on Making Sense of the Carlos Ghosn Case: Comparative Views of Japanese Criminal Justice' (2021) USALI East-West Studies Vol.1, No.1 <https://usali.org/comparative-views-of-japanese-criminal-justice/category/Volume+1>

Bradfield, Rebecca, 'Women who Kill: Lack of Intent and Diminished Responsibility as the Other "Defences" to Spousal Homicide' (2001) Current Issues in Criminal Justice Vol.13, No.2: 143-167 [www.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/2001/25.pdf](http://www.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/2001/25.pdf)

Berry, Charlotte, The Margins of Late Medieval London, 1430-1540 (University of London Press, 2022)

Cantrell, Kate, 'Stop talking and Start Doing.' Rosie Batty on Trolls, Accidental Advocacy and Treating Domestic Violence for What it is: Terrorism', The Conversation, 30 April 2024 <https://theconversation.com/stop-talking-and-start-doing-rosie-batty-on-trolls-accidental-advocacy-and-treating-domestic-violence-for-what-it-is-terrorism-228617>

Chapman, Bruce & Matt Taylor, 'Partner Violence and the Financial Well-Being of Women: HILDA Research Results' (2022)<https://csmr.cass.anu.edu.au/research/publications/partner-violence-and-financial-well-being-women-hilda-research-results-0>

Douglas, Heather, 'A Consideration of the Merits of Specialised Homicide Offences and Defences for Battered Women', (2012) Australian and New Zealand Journal of Criminology, Vol. 45, No. 3: 3667-382

Easteal, Patricia, 'Battered Women Who Kill: A Plea of Self Defence' Women And The Law Conference Proceedings 37-47 (Australian Institute Of Criminology, January 1991)

Easteal, Patricia, 'Battered Woman's Reality' in Andre A. Moenssens & Allan Jamieson (eds) Wiley Encyclopedia of Forensic Science (Wiley-Blackwell, 2009) 1-4

Eley, Susan, 'Changing Practices: The Specialised Domestic Violence Court Process', (2005) The Howard Journal of Criminal Justice, Vol. 44, No. 2: 113-124

Greene, J, 'A Provocation Defence for Battered Women who Kill?' (1989) Adelaide Law Review Vol. 12 No. 2: 145-163 <https://classic.austlii.edu.au/au/journals/AdelLawRw/1989/10.pdf>

Honda, Sumiko & Reiko Ogawa, 'Domestic Violence in Japan: An Invisible Problem in the "Safest Country in the World"' (2021) Deportate, Esuli, Profughe No. 45: 35-59 [www.unive.it/pag/fileadmin/user\\_upload/dipartimenti/DSLCC/documenti/DEP/numeri/n45/05\\_Honda\\_e\\_Ogawa.pdf](http://www.unive.it/pag/fileadmin/user_upload/dipartimenti/DSLCC/documenti/DEP/numeri/n45/05_Honda_e_Ogawa.pdf)

Kamata, Kanoko, 'Civil Lawmaking: the Case of the Domestic Violence Movement in Japan' (2018) The Asia-Pacific Journal: Japan Focus Vol. 16, No. 21: 1 <https://apjif.org/2018/21/kamata>

Kato, Akane, 'Differences in the Psychological

Preparedness of Emergency Nurses for Caring for Victims of Violence against Women according to Nurse Gender: a Nationwide Cross-Sectional Questionnaire Survey in Japan' (2024) *Acute and Critical Care* Vol. 39, No. 4:630-639 [www.accjournal.org/journal/view.php?number=1553](http://www.accjournal.org/journal/view.php?number=1553)

Lansdowne, Robyn, 'Domestic Violence Legislation in New South Wales' (1985) *UNSW Law Journal* Vol. 8: 80-105 [www.unswlawjournal.unsw.edu.au/wp-content/uploads/2017/09/8-1-8.pdf](http://www.unswlawjournal.unsw.edu.au/wp-content/uploads/2017/09/8-1-8.pdf)

Leader-Elliot, Ian, 'Battered But Not Beaten: Women Who Kill in Self-Defence' (1993) *Sydney Law Review* Vol. 15: 403-460 [www.austlii.edu.au/au/journals/SydLawRw/1993/38.pdf](http://www.austlii.edu.au/au/journals/SydLawRw/1993/38.pdf)

Loughlin, Arlie & Clare Davidson, 'Proposed and Actual Reforms to Self-Defence Laws in Australia and their Impact on Women Experiencing Family Violence', 2023, Centre for Women's Justice <https://static1.squarespace.com/static/5aa98420f2e6b1ba0c874e42/t/64a58aac48b25f2af05ac74f/1688570542199/CWJ+Arlie+Loughnan+and+Clare+Davidson+Australia.pdf>

Nash, Caitlin & Rachel Dioso-Villa, 'Australia's Divergent Legal Responses to Women who Kill their Abusive Partners (2023) *Violence Against Women* 1-27 <https://research-repository.griffith.edu.au/server/api/core/bitstreams/08012d08-baa1-432b-b7cd-e4a910acb775/content>

佐藤孝之、『近世駆け込み寺紛争解決』(吉川弘文館、2019年)

Sheehy, Elizabeth, Julia Stubbs & Julia Rowena Tolmie, 'Securing Fair Outcomes for Battered Women Charged with Homicide: Analysing Defence Lawyering in R v Falls' (2014) *Melbourne University Law Review* Vol 38, 666-708 [https://law.unimelb.edu.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/1586999/382SheehyStubbsandTolmie2.pdf](https://law.unimelb.edu.au/_data/assets/pdf_file/0011/1586999/382SheehyStubbsandTolmie2.pdf)

Sheehy, Elizabeth, Julia Stubbs & Julia Rowena Tolmie, 'Battered Women Charged with Homicide in Australia, Canada and New Zealand: How Do They Fare?' (2012) *Australian & New Zealand Journal of Criminology*, Vol. 45, No. 3: 383-399 [www.researchgate.net/profile/Julie-Stubbs/publication/256046165\\_Battered\\_Women\\_Charged\\_with\\_Homicide\\_in\\_Australia\\_Canada\\_and\\_New\\_Zealand\\_How\\_Do\\_They\\_Fare/](http://www.researchgate.net/profile/Julie-Stubbs/publication/256046165_Battered_Women_Charged_with_Homicide_in_Australia_Canada_and_New_Zealand_How_Do_They_Fare/)

Stubbs, Julie & Julia Tolmie, 'Feminisms, Self-Defence and Battered Women: A Response to Hubble's 'Straw Feminist' (1998) *Current Issues in Criminal Justice* Vol 10, No. 1: 73-84 [www6.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/1998/5.pdf](http://www6.austlii.edu.au/au/journals/CICrimJust/1998/5.pdf).

Tsunoda, Yukiko, 'Japanese Women Confront Domestic Abuse' (1995) *Journal of the International Institute* Vol. 3, No. 1 <http://hdl.handle.net/2027/spo.4750978.0003.104>

Tyson, Danielle et al., 'Successful Strategies to Improve Access to Justice for Women Who Kill Their Abusers' (2024a) *International Journal for Crime, Justice and Social Democracy* Vol. 13, No. 4: i-iv [www.crimejusticejournal.com/article/view/3769](http://www.crimejusticejournal.com/article/view/3769)

Tyson, Danielle, Bronwyn Naylor & Heather Douglas,

'Improving Access to Justice for Women Who Kill Their Abusers: Practitioner Insights and Experiences,' (2024b) *International Journal for Crime, Justice and Social Democracy*, Vol. 13, No. 4: 60-75 [www.crimejusticejournal.com/article/download/3739/1550](http://www.crimejusticejournal.com/article/download/3739/1550)

Tyson, Danielle, Bronwyn Naylor & Stella Tarrant, 'Family Violence in Domestic Homicides: A Case Study of Women who Killed Intimate Partners Post-Legislative Reform in Victoria, Australia', (2017) *Violence Against Women*, Vol. 23, No. 5: 559-583

Yoshihama, Mieko, 'The Definitional Process of Domestic Violence in Japan: Generating Official Response Through Action-Oriented Research and International Advocacy' (2002a) *Violence Against Women*, Vol. 8, No. 3: 339-366

Yoshihama, Mieko, 'Policies and Services Addressing Domestic Violence in Japan: From Non-Interference to Incremental Changes' (2002b) *Women's Studies International Forum*, Vol. 25, No. 5: 541-553

Yoshihama, Mieko, 'Breaking the Web of Abuse and Silence: Voices of Battered Women in Japan' (2002c) *Social Work* Vol. 47, No. 4: 389-400

Zhang Yinjungjie & Robert Breunig, 'Female Breadwinning and Domestic Abuse: Evidence from Australia' (2023) *Journal of Population Economics* Vol. 36: 2925-2965 <https://link.springer.com/content/pdf/10.1007/s00148-023-00975-9.pdf>

#### 条約等

'Hague Convention on the Civil Aspects of International Child Abduction' (1980) *Treaty Series* 1343: 89 <https://assets.hcch.net/docs/e86d9f72-dc8d-46f3-b3bf-e102911c8532.pdf>

United Nations, 'Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women' (1988) *Treaty Series* Vol. 1249: 13 <https://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-elimination-all-forms-discrimination-against-women>

United Nations, 'Convention on the Rights of the Child' (1989) *Treaty Series* Vol. 1577: 3 [www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child](http://www.ohchr.org/en/instruments-mechanisms/instruments/convention-rights-child)

#### 法令

オーストラリア

Constitution of Australia (1901) (Cth) [www.aph.gov.au/constitution](http://www.aph.gov.au/constitution)

Fair Work Act (2009) (Cth) [www.legislation.gov.au/C2009A00028/latest/versions](http://www.legislation.gov.au/C2009A00028/latest/versions)

Family Law Reform Act (1995) (Cth) [http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/cth/num\\_act/flra1995183/](http://www7.austlii.edu.au/cgi-bin/viewdb/au/legis/cth/num_act/flra1995183/)

Family Law Act (1975) (Cth) [www.legislation.gov.au/C2004A00275/2019-03-10/text](http://www.legislation.gov.au/C2004A00275/2019-03-10/text)

Crimes Act (1900) (NSW) <https://legislation.nsw.gov.au/view/html/inforce/current/act-1900-040>

Victims of Crime Support Act (2013) (NSW)  
<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2013-037>

Crimes (Domestic and Personal Violence) Act (2007) (NSW)  
<https://legislation.nsw.gov.au/view/whole/html/inforce/current/act-2007-080>

Jury Directions Act (2015) (VIC)  
[www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/jury-directions-act-2015/015](http://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/jury-directions-act-2015/015)

Crimes Act (1958) (VIC)  
[www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/crimes-act-1958/306](http://www.legislation.vic.gov.au/in-force/acts/crimes-act-1958/306)

Criminal Code (Abusive Domestic Relationships Defence and Another Matter) Amendment Bill (2009) (QLD) Explanatory Note  
[www.legislation.qld.gov.au/view/html/bill.first/bill-2009-1450/lh](http://www.legislation.qld.gov.au/view/html/bill.first/bill-2009-1450/lh)

Evidence Act (1977) (QLD)  
[www.legislation.qld.gov.au/view/whole/html/speciallabel/bill-2022-010/act-1977-047](http://www.legislation.qld.gov.au/view/whole/html/speciallabel/bill-2022-010/act-1977-047)

Criminal Code Act (1899) (QLD)  
[www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1899-009](http://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-1899-009)

Criminal Code Compilation Act (1913) (WA)  
[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main\\_mrtitle\\_218\\_homepage.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/main_mrtitle_218_homepage.html)

Evidence Act (1906) (WA)  
[https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law\\_a260.html](https://www.legislation.wa.gov.au/legislation/statutes.nsf/law_a260.html)

Evidence Act (1929) (SA)  
<https://www.legislation.sa.gov.au/lz?path=%2FC%2FA%2FEVIDENCE%20ACT%201929>

Criminal Law Consolidation Act (1935) (SA)  
[www.legislation.sa.gov.au/lz?path=%2FC%2FA%2FCRIMINAL%20LAW%20CONSOLIDATION%20ACT%201935](http://www.legislation.sa.gov.au/lz?path=%2FC%2FA%2FCRIMINAL%20LAW%20CONSOLIDATION%20ACT%201935)

日本

- 民法 (明治 29 年法律第 89 号)
- 民法等の一部を改正する法律 (令和 6 年法律第 33 号)
- 雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保等に関する法律 (昭和 47 年法律第 113 号)
- 男女共同参画社会基本法 (平成 11 年法律第 78 号)
- ストーカー行為等の規制等に関する法律 (平成 12 年法律第 81 号)
- 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律 (平成 13 年法律第 31 号)

判例

- 最大判昭和 48 年 4 月 4 日刑集 27 卷 3 号 265 頁 (昭和 45 (あ) 第 2580 号)
- 名古屋地判平成 7 年 7 月 11 日判時 1539 号 143 頁 (平成 7 (わ) 第 39 号)
- 神戸地判平成 15 年 4 月 24 日公刊物未登載 (平成 14 年 (わ) 第 29 号)

広島地判平成 21 年 12 月 4 日公刊物未登載 (平成 21 年 (わ) 389 号)

静岡地判平成 22 年 10 月 21 日公刊物未登載 (平成 21 年 (わ) 515 号)

奈良地判平成 22 年 12 月 13 日公刊物未登載 (平成 22 年 (わ) 第 142 号)

那覇地判令和 1 年 5 月 24 日公刊物未登載 (平成 30 年 (わ) 第 358 号)

広島地判令和 4 年 1 月 31 日公刊物未登載 (令和 2 年 (わ) 第 293 号)

東京地立川支判令和 4 年 3 月 4 日公刊物未登載 (令和 2 年 (わ) 第 587 号)

名古屋地判令和 4 年 6 月 30 日公刊物未登載 (令和 2 年 (わ) 第 2358 号)

The Queen v R (1981) 28 SASR 321

Zecevic v DPP (1987) 25 A Crim R 163

R v Spencer (18 December 1992, New South Wales Supreme Court, unreported)

Osland v R (1998) 197 CLR 316

R v Falls Coupe, Cummings-Creed & Hoare (26 May 2010, Supreme Court of Queensland, unreported)

DPP v Narayan [2011] SASCF 61

R v Ney (8 March 2011, Supreme Court of Queensland, unreported)

R v Sweeney (3 March 2015, Supreme Court of Queensland, unreported)

Silva v The Queen [2016] NSWCCA 284

報告書、説明資料およびプレスリリース

Australian Institute of Criminology, 'Intimate Partner Homicide Dashboard' 2024  
[www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia](http://www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia)

Australian Law Reform Commission, 'Family Violence: A National Legal Response: 32. Specialisation -Specialised Family Violence Courts' ALRC Report No. 114, 11 November 2010  
[www.alrc.gov.au/publication/family-violence-a-national-legal-response-alrc-report-114/32-specialisation-3/specialised-family-violence-courts/](http://www.alrc.gov.au/publication/family-violence-a-national-legal-response-alrc-report-114/32-specialisation-3/specialised-family-violence-courts/)

Australia's National Research Organisation for Women's Safety, 'Defining and Responding to Coercive Control: Policy Brief' ANROWS Insights, No. 1, 2021  
[www.anrows.org.au/publication/defining-and-responding-to-coercive-control/](http://www.anrows.org.au/publication/defining-and-responding-to-coercive-control/)

Boiteux, Stewart & Teperski, Adam, 'An Evaluation of the NSW Domestic Violence Electronic Monitoring Program', Crime and Justice Bulletin No. 255 (NSW Bureau of Crime Statistics and Research, May 2023)  
<https://bocsar.nsw.gov.au/documents/publications/cjb/cjb251-300/cjb255-dvem-full-report.pdf>

Bond, Christine, Holder, Robyn, Jeffries, Samantha & Fleming, Chris, 'Evaluation of the Specialist Domestic and Family Violence Court Trial in Southport:

Summary and Final Reports' (Griffith Criminology Institute, February 2017)[https://www.courts.qld.gov.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0007/515428/dfv-rpt-evaluation-dfv-court-southport-summary-and-final.pdf](https://www.courts.qld.gov.au/_data/assets/pdf_file/0007/515428/dfv-rpt-evaluation-dfv-court-southport-summary-and-final.pdf)

Broinowski, Adam, 'Revision to Sole Custody Law in Japan', Flagpost (Australian Parliamentary Library, 7 June 2024)  
[https://www.aph.gov.au/About\\_Parliament/Parliamentary\\_departments/Parliamentary\\_Library/Research/FlagPost/2024/June/RevisionSoleCustodyLawJapan](https://www.aph.gov.au/About_Parliament/Parliamentary_departments/Parliamentary_Library/Research/FlagPost/2024/June/RevisionSoleCustodyLawJapan)

Centre for Women's Justice, 'Making Self-Defence Accessible to Victims of Domestic Abuse who use Force Against their Abuser: Learning from Reforms in Canada, New Zealand and Australia', 2023  
<https://static1.squarespace.com/static/5aa98420f2e6b1ba0c874e42/t/64a67f3730250b33ca89954e/1688633144517/CWJ+Self-defence+briefing+2023.pdf>

Council for Gender Equality, Vision for Gender Equality: Creating New Values for the 21st Century, July 1996 [www.gender.go.jp/english\\_contents/about\\_danjo/lbp/basic/toshin-e/index.html](http://www.gender.go.jp/english_contents/about_danjo/lbp/basic/toshin-e/index.html)

Fair Work Commission, 'Family and Domestic Violence Leave Review 2021' [2022] Fair Work Commission Full Bench 2021 [www.fwc.gov.au/hearings-decisions/major-cases/previous-major-cases/family-and-domestic-violence-leave-review-2021](http://www.fwc.gov.au/hearings-decisions/major-cases/previous-major-cases/family-and-domestic-violence-leave-review-2021)

法務省、「民法等の一部を改正する法律（父母の離婚後等の子の養育に関する見直し）について」2024年5月31日  
[www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html)

厚生労働省、「令和3年度 全国ひとり親世帯等調査結果の概要」2022年12月26日  
[www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic\\_page/field\\_ref\\_resources/fldc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725\\_councils\\_shingikai\\_hinkon\\_hitorioya\\_6TseCaln\\_05.pdf](http://www.cfa.go.jp/assets/contents/node/basic_page/field_ref_resources/fldc19f2-79dc-49bf-a774-21607026a21d/9ff012a5/20230725_councils_shingikai_hinkon_hitorioya_6TseCaln_05.pdf)

Jesuit Social Services, 'The Man Box 2024 Fact Sheet: What does Men's Agreement with Man Box Rules Mean for Understanding Intimate Partner Violence and Sexual Harassment?'  
<https://jss.org.au/programs/research/the-man-box/>

Linklaters LLP, 'Women who Kill in Response to Domestic Violence: How do Criminal Justice Systems Respond?' (Penal Reform International, 2016)  
<https://www.penalreform.org/resource/women-who-kill-in-response-to-domestic-violence/>

MacDonald, Jasmine B, et al., 'What the Research Evidence Tells Us About Coercive Control Victimization' Policy and Practice Paper (Australian Institute of Family Studies, February 2024)  
[https://aifs.gov.au/sites/default/files/2024-02/2311\\_CFCA\\_Coercive-control-victimisation.pdf](https://aifs.gov.au/sites/default/files/2024-02/2311_CFCA_Coercive-control-victimisation.pdf)

内閣府男女共同参画局、『女性に対する暴力の現状』2024年12月 [www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/pdf/kadai.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/pdf/kadai.pdf)

内閣府男女共同参画局、『男女共同参画白書 令和6年版』2024年6月 [www.gender.go.jp/about\\_danjo/whitepaper/r06/zentai/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/whitepaper/r06/zentai/index.html)

内閣府男女共同参画局、『配偶者暴力相談支援センターにおける相談件数等』2022年度分  
[www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/data/pdf/2022soudan.pdf)

内閣府男女共同参画局、『結婚と家族をめぐる基礎データ』2021年12月14日  
[www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/5.pdf](http://www.gender.go.jp/kaigi/kento/Marriage-Family/7th/pdf/5.pdf)

内閣府男女共同参画局、『女性に対する暴力の現状』2021年3月  
[www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02danjokan-gaiyo.pdf)

内閣府男女共同参画局、『令和2年度「DV相談+（プラス）事業における相談支援の分析に係る調査研究事業」報告書（概要）』2021年4月13日  
[www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02\\_dvplus\\_gaiyo.pdf](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/e-vaw/chousa/pdf/r02_dvplus_gaiyo.pdf)

内閣府男女共同参画局、『第5次男女共同参画基本計画』2020年12月25日  
[www.gender.go.jp/about\\_danjo/basic\\_plans/5th/index.html](http://www.gender.go.jp/about_danjo/basic_plans/5th/index.html)

Government of Australia, 'National Principles to Address Coercive Control in Family and Domestic Violence' (22 September 2023)  
[www.ag.gov.au/system/files/2023-09/national-principles-to-address-coercive-control-family-and-domestic-violence.PDF](http://www.ag.gov.au/system/files/2023-09/national-principles-to-address-coercive-control-family-and-domestic-violence.PDF)

Government of Australia, 'National Plan to End Violence against Women and Children 2022-2032' (2022)  
<https://www.dss.gov.au/national-plan-end-gender-based-violence/resource/national-plan-end-violence-against-women-and-children-2022-2032>

NSW Department of Communities and Justice, 'NSW Domestic and Family Violence Plan 2022-2027' December 2022  
<https://dcj.nsw.gov.au/documents/service-providers/domestic-and-family-violence-services/NSW-Domestic-and-Family-Violence-Plan-2022-2027.pdf>

NSW Government, 'Electronic Monitoring to Increase Protection for Victim-Survivors of Domestic and Family Violence', 11 October 2024  
<https://www.nsw.gov.au/media-releases/electronic-monitoring-to-increase-protection-for-victim-survivors-of-domestic-and-family-violence>

Puri Lakshmi (2016) 'Remarks by UN Assistant Secretary-General and Deputy Executive Director of UN Women', High-Level Discussion: Economic Cost of Violence against Women (UN Women, 21 September 2016) [www.unwomen.org/en/news/stories/2016/9/speech-by-lakshmi-puri-on-economic-costs-of-violence-against-women](http://www.unwomen.org/en/news/stories/2016/9/speech-by-lakshmi-puri-on-economic-costs-of-violence-against-women)

Premier of Tasmania, 'Showcasing Electronic Monitoring to Combat Family Violence', 12 November 2024  
[www.premier.tas.gov.au/latest-news/2024/november/showcasing-electronic-monitoring-to-combat-family-violence](http://www.premier.tas.gov.au/latest-news/2024/november/showcasing-electronic-monitoring-to-combat-family-violence)

Rapid Review Expert Panel, 'Unlocking the Prevention Potential: Accelerating Action to End Domestic,

Family and Sexual Violence - Report of the Rapid Review of Prevention Approaches', 25 August 2024 [www.pmc.gov.au/sites/default/files/resource/download/unlocking-the-prevention-potential-4.pdf](http://www.pmc.gov.au/sites/default/files/resource/download/unlocking-the-prevention-potential-4.pdf)

Roth, Lenny & Blayden Lynsey, 'Provocation and Self-Defence in Intimate Partner and Sexual Advance Homicides' Briefing Paper No. 5/2012 (NSW Parliamentary Research Service, August 2012) [www.parliament.nsw.gov.au/researchpapers/Documents/provocation-and-self-defence-in-intimate-partner/briefing%20paperprovocation%20and%20self-defence.pdf](http://www.parliament.nsw.gov.au/researchpapers/Documents/provocation-and-self-defence-in-intimate-partner/briefing%20paperprovocation%20and%20self-defence.pdf)

高見富二男、「令和6年民法（家族法制）改正に関する国会論議－離婚後共同親権及び法定養育費制度の導入等－」（参議院事務局企画調整室、2024年11月1日）

UN Women, Measuring the Shadow Pandemic: Violence against Women during COVID-19 (24 November) <https://data.unwomen.org/publications/vaw-rga>

Winter, Romy et al., Evaluation of Project Vigilance: Electronic Monitoring of Family Violence Offenders - Final Report (Tasmanian Institute of Law Enforcement Studies, July 2021) [www.utas.edu.au/\\_data/assets/pdf\\_file/0011/1551782/Evaluation-of-Project-Vigilance-Electronic-Monitoring-of-Family-Violence-Offenders-Final-Report-July-2021.pdf](http://www.utas.edu.au/_data/assets/pdf_file/0011/1551782/Evaluation-of-Project-Vigilance-Electronic-Monitoring-of-Family-Violence-Offenders-Final-Report-July-2021.pdf)

全国女性シェルターネットワーク、「日本のDV対策の現状 ここがおかしい」2020年9月 <https://nwsnet.or.jp/images/PDF/2.2.2higaisyasiendv.pdf>

#### メディアおよびウェブサイト

Australian Government, 'Domestic, Family and Sexual Violence Commission', 発行年不明 [www.dfsvc.gov.au/](http://www.dfsvc.gov.au/)

Baker, Jordan, 'Tears, Abuse, Remorse ; Inside Sydney's Domestic Violence Court' Sydney Morning Herald, 24 May 2024 <https://www.smh.com.au/national/nsw/tears-abuse-remorse-inside-sydney-s-domestic-violence-court-20240510-p5jcnh.html>

Barlow, Karen, 'The Case for Treating Domestic Abuse as Terror', The Saturday Paper, 20 July 2024 [www.thesaturdaypaper.com.au/news/politics/2024/07/20/the-case-treating-domestic-abuse-terror](http://www.thesaturdaypaper.com.au/news/politics/2024/07/20/the-case-treating-domestic-abuse-terror)

Buerk, Roland, 'Japan Custody Heartache for Foreign Fathers', BBC News, 6 February 2011 [www.bbc.com/news/world-asia-pacific-12358440](http://www.bbc.com/news/world-asia-pacific-12358440)

Davoren, Heidi, 'Social and Gender Biases have Bled into Family Law and Child Protection Systems, Family Violence Expert Says' ABC News, 6 September 2024 [www.abc.net.au/news/2024-09-06/family-court-family-violence-training-david-mandel/104183698](http://www.abc.net.au/news/2024-09-06/family-court-family-violence-training-david-mandel/104183698)

Department of Prime Minister and Cabinet Office for Women, 'The First 50 Years of the Office for Women', 2024 [www.pmc.gov.au/office-women/first-50-years-office-women](http://www.pmc.gov.au/office-women/first-50-years-office-women)

Domestic Abuse Intervention Programs, 'Understanding the Power and Control Wheel', 2024 [www.theduluthmodel.org/wheels/understanding-power-control-wheel/](http://www.theduluthmodel.org/wheels/understanding-power-control-wheel/)

Google Scholar, 'Patricia Eastale AM' [https://scholar.google.com/citations?view\\_op=list\\_works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ](https://scholar.google.com/citations?view_op=list_works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ) 発行年不明

Katanuma, Marika, 'Japan Tries to Fix a Child Custody System under Fire from All Sides', Japan Times, 25 January 2023 [www.japantimes.co.jp/news/2023/01/25/national/social-issues/child-custody-system/](http://www.japantimes.co.jp/news/2023/01/25/national/social-issues/child-custody-system/)

Kizuna Child-Parent Reunion, 'Home', 発行年不明 [www.kizuna-cpr.org/](http://www.kizuna-cpr.org/)

Kyodo News, 'Japan Ranks 118th in 2024 Gender Gap Report, Still Far Worst Among G7' Kyodo News, 12 June 2024 <https://english.kyodonews.net/news/2024/06/d578aaf9c1f4-japan-ranks-118th-in-2024-gender-gap-report-still-far-worst-among-g7.html?phrase=tiger&words=>

内閣府共同参画局、「女性に対する暴力の根絶」2016 [www.gender.go.jp/policy/no\\_violence/index.html](http://www.gender.go.jp/policy/no_violence/index.html)

NHK 政治マガジン「離婚後の親子のあり方は？「共同親権」導入へ」特集記事 2024年2月16日 [www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/106069.html](http://www.nhk.or.jp/politics/articles/feature/106069.html)

NSW Bureau of Crime and Statistics Research, 'Domestic Violence', 2024 <https://bocsar.nsw.gov.au/topic-areas/domestic-violence.html>

NSW Department of Communities and Justice, 'Victims Services', 発行年不明 <https://victimsservices.justice.nsw.gov.au/>

NSW Government, 'Australia's First Women's Refuge Listed on the NSW State Heritage Register', 22 September 2024 [www.nsw.gov.au/media-releases/australias-first-womens-refuge-listed-on-nsw-state-heritage-register](http://www.nsw.gov.au/media-releases/australias-first-womens-refuge-listed-on-nsw-state-heritage-register)

Oaten, James & Yumi Asada, 'Japan Set to Finally Allow Joint Custody but Some Parents Hold Little Hope of Seeing their Children', ABC News, 10 April 2024 [www.abc.net.au/news/2024-04-10/japan-set-to-finally-allow-joint-custody-of-children/103658948](http://www.abc.net.au/news/2024-04-10/japan-set-to-finally-allow-joint-custody-of-children/103658948)

Oaten, James & Yumi Asada, 'Japan's Sole Custody Laws have been Criticised for Incentivising Child Abduction, but the System may be About to Change', ABC News, 21 July 2023 [www.abc.net.au/news/2023-07-21/japan-sole-custody-laws-under-review/102603522](http://www.abc.net.au/news/2023-07-21/japan-sole-custody-laws-under-review/102603522)

Roberts, Georgia, 'Seventeen More Women Killed by Men than at this Same Time Last Year, Government Launches Intimate Partner Homicide Counter', ABC News, 1 July 2024 [www.abc.net.au/news/2024-07-01/intimate-partner-homicide-dashboard-launched/104028274](http://www.abc.net.au/news/2024-07-01/intimate-partner-homicide-dashboard-launched/104028274)

Australian of the Year Awards, 'Rosie Batty AO, Family Violence Campaigner, 2015 Australian of the Year' <https://australianoftheyear.org.au/recipients/rosie-batty-ao>

Sturmer, Jake & Yumi Asada, 'Australian Journalist Jailed over Search for his Children in Japan, receives Suspended Sentence', ABC News, 16 January 2020 [www.abc.net.au/news/2020-01-16/australian-jailed-search-children-in-japan-suspended-sentence/11871796](http://www.abc.net.au/news/2020-01-16/australian-jailed-search-children-in-japan-suspended-sentence/11871796)

## 注釈

- <sup>1</sup> 本稿においてドメスティック・バイオレンスとは、家庭内で行われる脅迫的および虐待の行動であって、幅広い形態の暴力を意味する。女性に対する身体的暴力がその例であるが、そのみならず心理的、性的、経済的、技術的、宗教的および生殖的な暴力や脅迫、虐待を含む。また、被害者の年齢や性別、加害者との関係性を問わない。
- <sup>2</sup> ミネソタ州ダールズで開発された「強制的支配」のモデル「Power and Control Wheel」は、支配的で操作的な行動を8つのタイプに分けて描いている。参照 [www.theduluthmodel.org/wheels/](http://www.theduluthmodel.org/wheels/)。日本語での説明については全国女性シェルターネット <https://nwsnet.or.jp/dv-toha/2-control> を参照。
- <sup>3</sup> 2024年9月、連邦議会と州議会の著名な女性政治家3人が、エルシーシェルターが開設から50年を迎えたことを記念して、ニューサウスウェールズ州の遺産登録に加わったことを発表した <https://minister.dccew.gov.au/plibersek/media-releases/joint-media-release-australias-first-womens-refuge-listed-nsw-state-heritage-register> を参照。
- <sup>4</sup> これは、1993年に予備的に発表され、1995年に発表された、708人の女性が参加した日本におけるDV被害の発生率とその性質に関する前例のない実証的研究に続くものである。この調査は、名古屋地方裁判所でDV被害者が殺人罪で起訴された裁判の証拠として提出するために、弁護士によって実施された。被告人は、虐待する夫への過剰防衛で有罪判決を受けたが、実刑を受けずに釈放されたことで有名である (Tsunoda, 1995年)。英語では、吉山美恵子による2002年aおよび2002年bの著作や、日本におけるフェミニストの主張がどのように時間をかけて「市民主導の立法」につながったかについて、鎌田の洞察に富んだ2018年のレビューも参照のこと。
- <sup>5</sup> 日本では1985年男女雇用機会均等法 (1972年制定の法律の改正版) の1998年の改正で、セクシュアル・ハラスメントを防止する義務が雇用主に課せられ、1999年には「男女共同参画社会基本法」が制定され、1996年7月に制定された「男女共同参画ビジョン」に基づき、女性に対する暴力の防止が明記された。さらに2000年にはストーカー防止法が制定された。しかし、これらの立法措置はすべて、女性に対する暴力規制を主として自主的調整に依存していた。
- <sup>6</sup> パートナー殺人ダッシュボードは以下のサイトを参照のこと：  
[www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia](http://www.aic.gov.au/statistics/homicide-in-australia) の公式データには、加害者が起訴された、あるいは状況が異なっていれば起訴されていたであろう「明確な」殺人のみが含まれていることに注意されたい。しかし、2021年以降、オーストラリアにおけるパートナーによる殺人の割合が急上昇していることは、非公式統計と一致している。
- <sup>7</sup> この画期的改正は令和6年5月17日に設立された民法等の一部を改正する法律 (令和6年法律第33号) により導入された。同法は同月24日に公布された。公布から2年以内に施行予定である。 [www.moj.go.jp/MINJI/minji07\\_00357.html](http://www.moj.go.jp/MINJI/minji07_00357.html) を参照。
- <sup>8</sup> オーストラリアは1980年ハーグ条約 (国際的な子の奪取の民事上の側面に関する条約) を1986年に署名および批准している。
- <sup>9</sup> オーストラリアには6つの州と2つの準州があり、8つの一般刑法管轄区域がある。連邦政府は1901年オーストラリア憲法51条に列挙されている権限を有し、州は同条に列挙されていない一切の権限を有する。犯罪一般は51条に記載されていない。2009年、刑事司法の調和を促進するため、合意に基づくモデル刑法 (全国統一法) が発表された。各州は、状況に合わせて当該法典のどの部分を採用するか裁量を有する。一方で大陸法圏に見られるように、刑法を完全に成文化することを選択した州もある。ニューサウスウェールズ州とビクトリア州は、刑事司法に対する歴史的なコモンロー・アプローチを維持しているが、クイーンズランド州は、モデル刑法典を拒否する一方で、刑法を完全に成文化することを選択した。
- <sup>10</sup> 2010年オーストラリア首都特別地域オーストラリアン・オブ・ザ・イヤー [https://scholar.google.com/citations?view\\_op=list-works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ](https://scholar.google.com/citations?view_op=list-works&hl=en&hl=en&user=pQc1QjAAAAAJ) を参照。
- <sup>11</sup> Rosie Batty AO, Family Violence Campaigner, 2015 Australian of the Year' <https://australianoftheyear.org.au/recipients/rosie-batty-ao> を参照。
- <sup>12</sup> ニューサウスウェールズ州政府の被害者支援スキームでは、DV被害者を対象に、一回限りの緊急支援パッケージを提供している。5000豪ドル (約50万円) は、被害者が「DV行為の直接的な結果として身体的または精神的な傷害を負った」場合、「直接的な結果として緊急転居および/または (自宅の) 防犯対策」の必要がある場合に発生する実際の費用をカバーする (NSW被害者支援スキーム, 2024年)。暴力犯罪や現代奴隷制の被害者は、州が提供するカウンセリング・サービス、特殊清掃費用、葬儀費用、経済的損失に対する補償、場合によってはその苦しみに対する「認定給付金」を受ける資格もある。被害者権利委員会は、被害者の請求に関連する犯罪で有罪判決を受けた犯罪者に対し、返還命令を通じて、被害者に支払われた金額の回収を求める。一般的には、2013年犯罪被害者支援法 (NSW) を参照。
- <sup>13</sup> フェアワーク委員会は、管理 (すなわち紛争解決) と政策決定の両方の役割を担っている。想定される影響には、安全な住居の確保、警察、カウンセリング、医療、金融、法律サービスの利用、または裁判所への出廷が含まれる。10日間の休暇は採用後直ちに付与され、一定期間の勤務ごとに更新される。未使用の日数を次期に繰り越すことはできない。この休暇は2025年初頭からオーストラリアの全従業員に付与される予定である。以前は5日間の無給DV休暇が与えられていた。
- <sup>14</sup> パネルは、上院法務・憲法常任委員会はもちろんのこと、刑事司法機関やデータ機関、DV被害者への最前線のサービス提供者、テクノロジーや金融分野の安全に関わる組織、幅広い分野の学識経験者、DV被害者で構成された諮問グループ、先住民、地域、障害者、LGBTQIAグループ、移民・難民、子ども全般、男性・少年を支援する市民社会

グループとともに取り組んだ。2024年8月に出されたパネルの勧告は、4つのクラスターに分類されている：人（女性差別的な態度に抵抗し、克服するために、子どもたち、男性、女性を説得すること）、暴力を行使する男性と被害者女性の両者への対応（警察、ソーシャルワーカー、法律扶助、女性専門シェルター、男性の行動変容プログラムおよび医療施設など、幅広い対応機関のための資金、人員、訓練、技術および省庁間のデータ共有と緊密な連携を改善すること）、制度（DV被害者に対する強制的支配に利用される、子どもの親権や養育費制度を含む家族法、銀行、保険、金融サービス、オンラインツールや技術など、政府や法制度の抜け穴をなくす）、産業（アルコール、ギャンブル、性産業など、DV被害を悪化させる産業に的を絞った規制）、エビデンスに基づく政策（殺人および自殺の両方を含むDV犯罪と被害に関する理解深化を目的として、2022年に設立された家庭内・家族内・性的暴力委員会の機能と権限の強化：[www.dfsvc.gov.au/](http://www.dfsvc.gov.au/)を参照。）（Report of the Rapid Review of Prevention Approaches, 2024年）